

第7次（新）本別町総合計画  
【素案】

令和2年11月10日

第9回審議会（書面会議）

# 目 次

## 【はじめに】

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の構成と期間	1
3. 計画の推進管理	2
4. 私たちをとりまく状況（時代の潮流）	3

## 【基本構想】

1. 本別町の将来像	7
2. 将来像を実現するための基本目標	7
3. 目標とする将来人口	8
4. 今後の財政運営	9

## 【基本構想と基本計画の体系図】

11

## 【前期基本計画】

1. 農林業の振興	13
2. 商工業の振興	15
3. 観光の振興	17
4. 子育て支援の充実	19
5. 健康づくりの推進	21
6. 地域福祉の推進	23
7. 高齢者福祉の充実	25
8. 障がい者福祉の充実	27
9. 医療体制の維持	29
10. 学校教育の充実	31
11. 社会教育活動の推進	33
12. スポーツ活動の推進	35
13. 防災対策の推進	37
14. 消防・緊急体制の充実	39
15. 防犯・交通安全対策の推進	41
16. 環境衛生・循環型社会の推進	43

17. 有効な土地利用の推進	45
18. 上下水道環境の充実	47
19. 道路整備・交通網の充実	49
20. 住宅環境の充実	51
21. 自治体経営の推進	53
22. 開かれた町政の推進	55

## 【はじめに】

### 1. 計画策定の趣旨

本町では、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とする第 6 次本別町総合計画を平成 22 年度に策定し、「ともに学び 支え合い 活力のあるまちづくり」を将来像としてまちづくりを進めてきました。

平成 23 年 8 月の地方自治法改正により市町村の基本構想策定を義務付けする規定は廃止されましたが、自治体が担う事務の高度化や多様化する町民ニーズへの対応と激変する社会情勢等に対応した行政運営を行っていくためには中長期的な視点で町が進むべき方向性を示す必要があります。また、人口減少、厳しい財政状況など町の現状や課題を町民の皆さんと共有し、行財政改革や町民参加によるまちづくりを推進していくため第 7 次本別町総合計画を策定します。

### 2. 計画の構成と期間

第 7 次本別町総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

#### (1) 基本構想

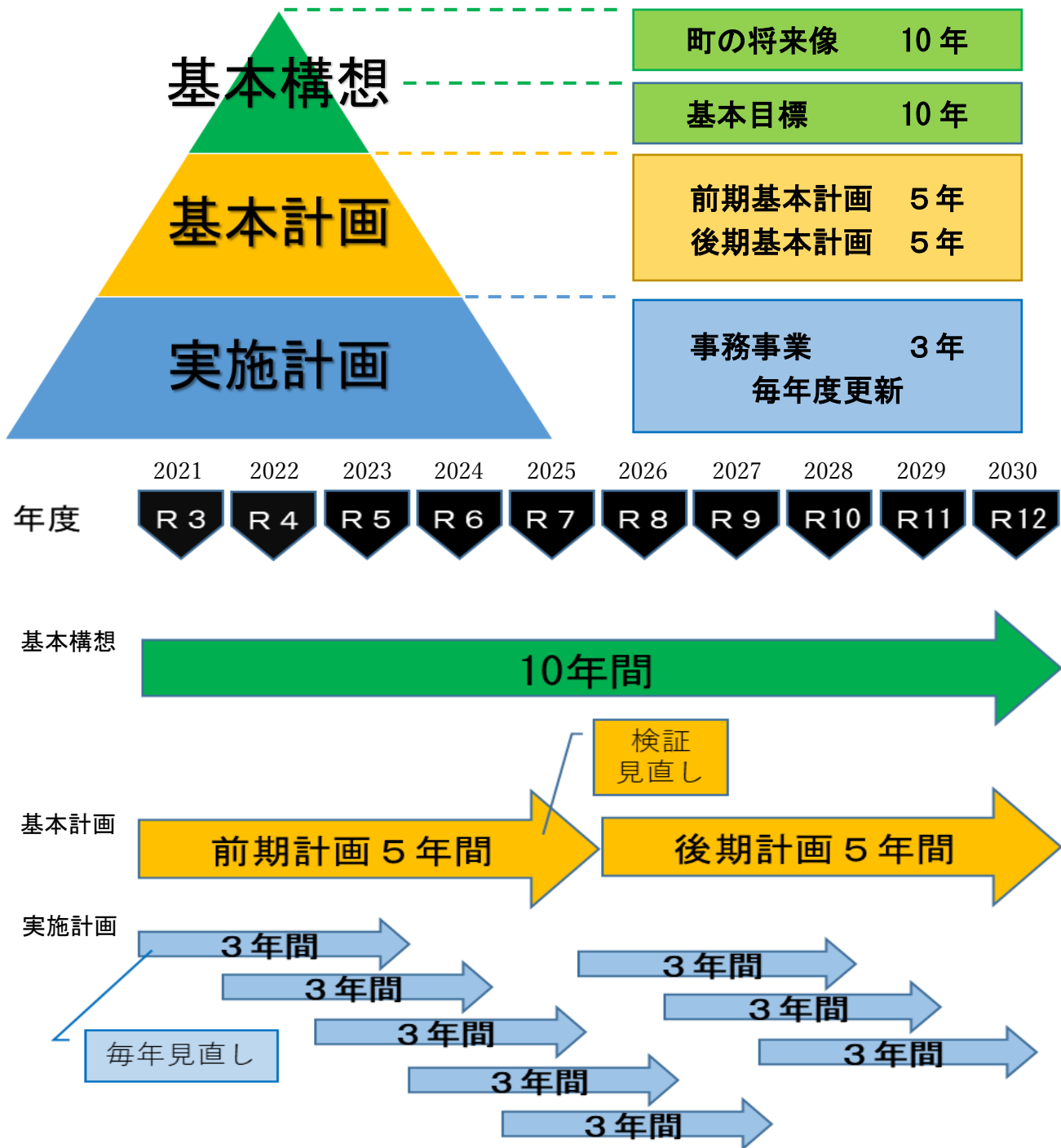
10 年後のまちの将来像と、それを実現するための基本目標を示したものです。計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間です。

#### (2) 基本計画

基本構想に示した将来像と基本目標に基づき、施策毎に 10 年後の姿像、重点的な取り組み、数値目標を定めたものです。令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を前期基本計画、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を後期基本計画として、令和 7 年度に前期基本計画の検証から見直しを行い、後期基本計画を作成します。

#### (3) 実施計画

基本計画に定めた施策実現のため、事業の目的、事業費、事業内容、進捗状況を定めるもので、事業の進捗状況や緊急性、財政状況、国・北海道などの施策の動向等を勘案しながら、向こう 3 年間を期間とする事業の実施計画を毎年更新し、予算編成並びに自治体経営の指標とします。



### 3. 計画の進捗管理

この計画の進捗管理にあたっては実施計画により事業の成果を確認するとともに、基本計画の目指す指標の進捗状況について評価、検証します。なお、これらの進捗評価結果については、毎年、町民の皆さんにホームページで公表するほか、主な内容を広報紙に掲載します。

## 4. 私たちをとりまく状況（時代の潮流）

### （1）人口減少・少子高齢化の進行

我が国の人口は2020（令和2）年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査（総務省調査）によると、前年に比べて50万5,046人減（0.40%減）の1億2,427万1,318人と11年連続して減少し、1968年の調査以来、減少数、減少率ともに最大となりました。

出生者数は、過去最少の86万6,908人で、4年連続して100万人を下回っています。働き手となる15～64歳の割合は59.29%と3年連続6割以下となり、65歳以上は28.41%と過去最大になりました。

また、課題となっている首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）に過度に人口が集中する状況は依然として続き、対前年比6万7,301人増の3,559万1,182人で全国人口の28.64%を占めています。

一方、人口減少・少子高齢化に伴う労働力の確保や国際化の進展、訪日外国人観光客の獲得のために外国人労働者が増え、日本に住民登録している外国人は前年比19万9,516人増（7.48%増）の286万6,715人と6年連続で増加しています。

本町の人口は、7,000人を割り込み、死亡者数が出生数を上回る自然減、転出が転入を上回る社会減が続いています。現在の人口構成から人口減少や高齢化率の上昇が続いていくことが予想され、長期的な視点に立って、人口減少に対応していくことが必要となっています。

### （2）グローバル化と高度情報社会の進展

これまでも交通、物流、通信など技術の進化に伴い国際的な交流は行われてきましたが、インターネット等の情報通信技術の発展により地球規模での通信が急速に発展し、個人においても文化、経済、交流活動等が国や地域の境界を越えて行われるようになっていきます。

このことにより環境問題など地球規模で統一した取り組みが図られるほか、新しい技術を活用して新たな利益を創出するなどの利点もありますが、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）や日EU経済連携協定（日EU・EPA）、日米貿易協定など貿易の自由化により、これまで国内農業を守ってきた関税の多くが撤廃・削減され、輸入増大と価格低下によって農業に大きな影響を与えるおそれがあります。

また、Society5.0（ソサエティ 5.0 = 超スマート社会）が実現すれば今後、予想できないような新たな技術の進展が期待されます。I o T（アイ・オー・ティー = モノのインターネット）により、あらゆる「モノ」に通信機能を搭載して「ヒト」に伝えることで、必要なサービス・情報が得られ、さらにそれらから収集・蓄積された情報をA I（人工知能）で分析したデータが新たな情報として活用されるなど高度情報化社会が進んでいます。そして、5 G（第5世代移動通信システム）により、「超高速化」「高解像度等の大容量通信」「超多数同時接続」「超低遅延」が可能になり、車の自動運転や遠隔治療、建設機械の遠隔操作など、人員不足、遠方、年齢等に起因する課題を解決できる可能性があります。

これらの技術革新により働き方や日常生活、教育への活用などにも大きな影響をもたらし、A Iにより多くの事務従事労働者は減少する一方、これまでにない新たな業種が誕生するなど、関連する雇用が生じると仮定されます。

### （3）ライフコースや価値観の変化・多様化

近年、少子高齢化、グローバル化、高度情報化の進展や、地球環境問題といった社会情勢の変化により、価値観の多様化が加速しています。

経済成長時においては、豊かさの概念が画一化されていましたが、現在は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を尊重するように変化しています。これは、以前のような年齢を基準とする標準的なライフコース（個人が一生の間にたどる道筋）ではなく、結婚、子育てなどをはじめとする個々の人生軌道の多様化が、価値観の変化につながっていると考えます。このことは、これまで定年退職した後に安定した老後生活を送っていた高齢者にとっても、次なるライフステージ（人生の節目となる生活環境変化の段階）において活動する意欲のある高齢者として活躍することが求められる社会変化にもつながっています。また、将来の働き方としては一つの職場や雇用形態に留まらず、収入を得ることの他に社会的貢献を目的にするなど複数の仕事を持ち、いずれも本業とする複業が主流になっていくことも予想されます。

今後、豊かな自然環境の下で生活や働く場として本町の価値を見出す人や企業が増えていく可能性もあり、また、外国人住民が増加していくことも想定されることから、移住者や多様な関わりを持つ関係人口を活かして、誰もが暮らしやすい地域共生社会づくりが重要となっています。

#### (4) SDGs（エスディージーズ＝持続可能な社会の実現）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：エスディージーズ）とは、経済・社会・環境など幅広い分野において持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27（2015）年9月に国連で合意された世界共通の目標で、令和12（2030）年までに解決すべき17の「ゴール」を目標に掲げ、目標を成し遂げるための169の「ターゲット」（達成目標）を設定しています。

現在、世界には異常気象、エネルギー、災害、貧困等まだまだ多くの問題が存在します。SDGsが目指すのは、さまざまな人が共生しながら、一人ひとりが輝いて生きていける平和で公正な社会で、「誰一人取り残さない」を究極目標として掲げています。

本町の総合計画にSDGsの要素を取り入れ、持続可能なまちづくりを推進することで、住民の生活の質が向上することを目指します。生活の質が高い地域は魅力的なまちの象徴であり、結果として定住移住促進につながっていきます。また、SDGsという世界共通の目標に取り組むことで、さまざまな国や、地方自治体と自分たちの地域を共通の尺度で比較することができます。その結果として本町が持つ強みや弱みを把握できることから、長所を伸ばし、短所を克服していくことで、より魅力的なまちづくりが促進されます。そして、SDGsを踏まえた施策の実現に向けて、官民を問わず関係各所の連携がなされることで、単一の効果ではなく複数の効果を生み出すことができると考えます。

#### (5) 自治体経営と持続可能な地域社会の実現

自治体経営とは、次世代住民の選択肢を奪うことなく、現在住民の要求・需要に対応するため、限られた資源を有効に活用し地域の持続性を確保し続けることです。

地方交付税は年々減少し、加えて人口減少と少子高齢化の進行により町税の大幅な増加は望めないため、行政がこれまでのように、あらゆる公共的サービスを提供することには限界があり、これまで以上に「選択と集中」を進め、最適な財政運営により自治体経営力を高め、持続可能なまちづくりを進めて行く必要があります。

道路・河川、上下水道、公園、公共施設、公営住宅等のインフラ整備については、更新費用が2040年代にそれぞれピークを迎えることから、長寿命化計画による安全性の確保と費用の平準化など効率的な維持管理を進めなければな



りません。

今後も、住民ニーズや行政に求められる役割を的確に捉えつつ、財政状況を見極めながら、効果的・効率的で持続可能な自治体経営を進めていくことが必要となっています。

## (6) 新たな感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の世界への蔓延は、人々に公衆衛生上の脅威を与えるだけではなく、人の移動と接触を制限することによる経済的な打撃をも与えています。感染拡大を防止するための渡航制限や外出制限、人との接遇における距離の制約といった国と国、人と人との物理的な分断のみならず、心理的な分断も生じています。

学校が休業になったり、在宅勤務を強いられたりと、外出自粛による地域経済の縮小、税収の減少や社会保障費の増加、地域コミュニティの活力低下などさまざまな影響が出ており、将来を見通せない状況になっています。

このコロナ禍と言われる世界的な緊急事態は、世界の歴史として記録を残す規模であり、今後の私たちが進むべき道筋や社会のありようを大きく変える可能性があります。

## 【基本構想】

### 1. 本別町の将来像

『心を合わせて みんなの笑顔を 未来につなぐ』

健全な財政運営のもと、~~安心~~・安全・安心な暮らしを維持するために住民福祉の質と良好な生活機能を堅持するとともに、環境に配慮した取り組みを通じて、将来の世代が永続して営みを継続できる社会の形成を目指します。

#### 次代を担う世代に引き継ぐ姿勢

「わたくしたちは、十勝の原始林をひらき、戦禍の焦土から立ち上がった、強くたくましい開拓精神を受けつぐ本別町民として、誇りと責任をもち、こころと力を合わせ、未来へ前進することを誓います。」これは昭和42年11月に制定された本別町民憲章の前章です。

これまで本別町総合計画はこの町民憲章を継承して作成されてきています。しかし、人口減少、厳しい財政状況、地球規模での環境保全など社会の変化に対応していく必要があることから、これまでの姿勢にあらたな対応策を加えてまちづくりを進めていきます。

### 2. 将来像を実現するための基本目標

#### (1) 安定した産業から わくわく笑顔をつくり出すまち

基幹産業である農業の振興とともに商工業が発展するよう、農地の基盤整備を進め、~~安心~~・安全・安心で良質な農畜産物の生産を高め、日本の食料基地としての役割を担います。

#### (2) 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

住み慣れた地域において、安心して暮らし続けていくため、健康・医療・福祉・子育て支援の体制を維持するとともに、自治会などの支え合い活動から、充実した日常生活をおくることができる社会の形成を推進していきます。

#### (3) 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

子どもたちが学力を向上させるための環境を整えるとともに、急速に変化する社会情勢の中で思考力、判断力などを身に付け、社会との関わりを通じて次代の社会を創る意識の醸成を図ります。また、生涯にわたる学びを推進し、心の

豊かさや生きがいといった自己実現と学びを地域社会の活性化に生かしていくことを目指します。

#### (4) ~~安心と~~安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

自然災害による被害を最小限に抑えるためのインフラの整備と、交通事故や犯罪のない~~安心と~~安全・安心な社会づくりを進めます。

憩いと安らぎを演出する緑豊かな自然環境を保全するとともに、省エネルギーや資源循環の取り組みを進め、地球温暖化防止対策を推進します。

また、道路・河川、上下水道、公園、公共施設、公営住宅等に係るインフラ整備について利便性の維持・向上を図るため計画的に管理を行ないます。

#### (5) みんなの笑顔を未来につなぐまち

事務事業の見直しや官民連携、ICT（情報通信技術）の活用などにより、効果的・効率的な自治体経営を進めます。また、広報紙やホームページ等により行政情報の発信を行なうとともに、町民皆さんからのご意見等をまちづくりに反映する取り組みや、共にまちづくりを進めていく活動を強めていきます。

### 3. 目標とする将来人口

本町の人口は昭和34（1959）年の18,858人（6月30日住民基本台帳）を頂点に年々減少に転じ、平成5年（1993）年以降は出生者数より死亡者数が上回る自然減が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所の平成27（2015）年の国勢調査を基にした人口推計では令和7（2025）年に5,801人、令和12（2030）年に5,061人、令和27（2045）年に3,130人に減少するとされています。

本町としては、農林業や商工業の振興、子育て支援や福祉の充実、持続可能な行政運営などの施策効果により人口減少の抑制を図り、令和7（2025）年の人口目標を6,000人、令和12（2030）年の目標人口を5,500人とします。

#### 4. 今後の財政運営について

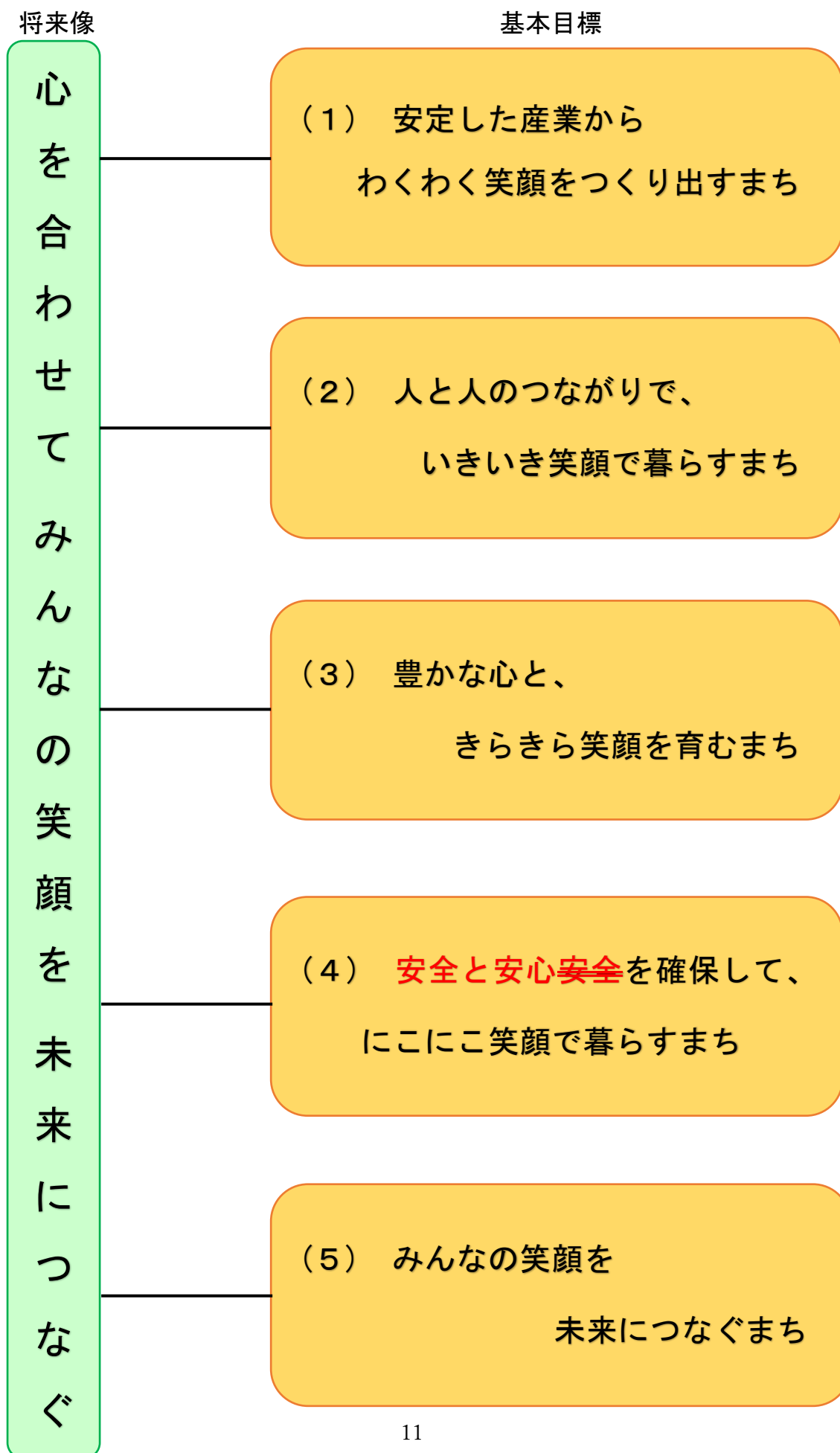
町税収入はここ数年、安定して推移してきていますが、歳入総額の約13%であり、町の主な財源となっているのは歳入総額の約40%を占めている地方交付税です。

しかし、国の財政状況は巨額の赤字を抱え、長期債務残高は増え続けており、地方財政計画と決算差額の検証が進められるなど、地方交付税額を抑制する動きもあることから、町の財政状況は厳しさを増すことが想定されます。

~~このことから~~そのため、人件費、公債費をはじめとする経常経費の削減など行財政改革の推進により財政運営の安定化を図り、重点化と効率的な予算執行から持続可能な財政基盤の確立を図っていきます。



## 【基本構想と基本計画の体系図】



## 施 策

① 農林業の振興

② 商工業の振興

③ 観光の振興

④ 子育て支援の充実

⑤ 健康づくりの推進

⑥ 地域福祉の推進

⑦ 高齢者福祉の充実

⑧ 障がい者福祉の充実

⑨ 医療体制の維持

⑩ 学校教育の充実

⑪ 社会教育活動の推進

⑫ スポーツ活動の推進

⑬ 防災対策の推進

⑭ 消防・救急体制の充実

⑮ 防犯・交通安全対策の推進

⑯ 環境衛生・循環型社会の推進

⑰ 有効な土地利用の推進

⑱ 上下水道環境の充実

⑲ 道路整備・交通網の充実

⑳ 住宅環境の充実

㉑ 自治体経営の推進

㉒ 開かれた町政の推進





# 【前期基本計画】

- 令和3年度～7年度 -

## 施策名 ①農林業の振興

### 10年後の目指す姿像

地域経済を支える産業として、まちの活気を創出しています。

### 現状と課題

農家戸数の減少により、1戸当たりの平均経営面積と酪農家の飼養頭数が増加し、農業収入は増加していますが、土地購入や大型農機具の購入や牛舎の新築整備等、投資的経費が増えており、安定的な経営を維持するための取り組みが重要になっています。

### 重点的な取り組み

- (1) 農地の基盤整備やスマート農業の導入などを促進し、農畜産物の安定供給と農業経営の安定と強化を図ります。
- (2) 農地の適正管理と集積・集約化を推進するため地籍調査を進めます。
- (3) ~~有害鳥獣対策を強化し、~~農作物への被害を抑制~~します。~~~~するため有害鳥獣対策を強化します。~~
- (4) 循環型農業の形成および農業の活性化のため、家畜糞尿を適切に処理し、たい肥やエネルギーとして利用していくことを進めます。
- (5) 農村が持つ多面的機能を活用した魅力ある地域づくりを推進します。
- (6) 農家戸数の減少や農業従事者の高齢化に対応した担い手確保に努めます。
- (7) 集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域および農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、その保全に努めます。
- (8) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため森林の保全管理活動に取り組みます。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
土地改良整備面積		1,079 ha 計画面積	100ha	180ha	230ha	230ha	210ha
地籍調査実施率		280.76 km <sup>2</sup> 計画面積		1.74%			4.81%
森林資源を利用した交流事業 の実施回数		<del>3回</del> 令和1年度	<del>3回</del>	<del>3回</del>	<del>3回</del>	<del>3回</del>	<del>3回</del>
森林経営計画対象森林面積 (人工林)		3,666ha 令和1年度	3,666ha	3,666ha	3,666ha	3,666ha	3,666ha

## 施策に関連する個別計画名

本別町農業振興地域整備計画、人・農地プラン、水田フル活用ビジョン  
本別町鳥獣被害防止計画、本別町森林整備計画、特定間伐等推進計画  
本別町地域材利用推進方針、本別町公共施設等総合管理計画  
本別町都市計画マスタープラン

## 施策を実施する部課局名

農林課、農業委員会事務局、建設水道課、企画振興課

## 施策に関連するSDGs達成目標



### 用語の説明

**スマート農業**：ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進する農業のこと。

**有害鳥獣対策**：農作物被害を防止するためエゾシカ、熊、キツネ、カラス等の野生鳥獣への対策をとること。

## 施策名 ②商工業の振興

### 10年後の目指す姿像

商工業の発展により経済活動が活性化し、まちに活力をあたえています。

### 現状と課題

人口減少や事業主の高齢化、後継者不足等により、商業の事業者数と従業員数は減少してきています。本別町商工会と連携を図り既存事業の見直しを図っていく必要があります。

### 重点的な取り組み

- (1) 事業者が安定的な経営基盤を確立するため、本別町商工会と連携した事業を展開します。
- (2) 人材育成および後継者対策、新商品開発に向けた起業家支援事業を実施します。
- (3) 観光など一時的に本別町を訪れる交流人口、本別町と何らかの関わりを持つ関係人口対象者等へ特産品等の情報発信を行なうとともに、農林業と連携し、魅力ある特産品の開発を進めます。
- (4) 工業用地を確保するとともに企業立地を促進します。
- (5) 雇用の安定と労働者福祉の向上を図ります。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
起業家支援事業件数		0件 令和1年度	3件	3件	3件	3件	3件
特産品販売額		13,696千円 令和1年度	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円

### 施策に関連する個別計画名

生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画、  
本別町公共施設等総合管理計画、本別町都市計画マスタープラン

## 施策を実施する部課局名

企画振興課、農林課、建設水道課

## 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ③観光の振興

### 10年後の目指す姿像

義経の里本別公園などの恵まれた自然を活かした観光の振興により、多くの人が訪れるまちとして賑わいをみせています。

### 現状と課題

観光客や滞在者といった交流人口を拡大することによって、人口減少による影響を緩和させ、地域に活力をもたらしていく必要があります。

### 重点的な取り組み

- (1) 義経の里本別公園一帯について、自然環境に恵まれたレクリエーション地区として、環境の保全と適切な活用に努めるとともに、魅力ある施設整備を進め、交流人口を増やします。
- (2) 道の駅および周辺施設の整備・充実を図り、誘客数の拡大を図ります。
- (3) きらめきタウンフェスティバルを町民だれもが誇れる事業として継続していきます。
- (4) 農畜産物を活用した特産品等の販路拡大など経済活性化につなげる取り組みを強めます。

### 評価指標

年度 指標名	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
義経の里本別公園年間利用人数(企画振興課調)	140,012人 平成30年度	140,000人	143,000人	146,000人	147,000人	147,500人
道の駅ステラ★ほんべつ年間利用者数(企画振興課調)	341,384人 平成30年度	342,000人	350,000人	360,000人	365,000人	370,000人
祭りなどのイベントが多く活気があると思う町民の割合(総合計画アンケート調査)	69.5% 令和1年			75.0%		75.0%

### 施策に関連する個別計画名

本別町都市計画マスタープラン、本別町公園施設長寿命化計画  
本別町公共施設等総合管理計画

## 施策を実施する部課局名

企画振興課、建設水道課、農林課

## 施策に関連するSDGs達成目標



### 用語の説明

**レクリエーション**：仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり  
娯楽を行ったりすること。

## 施策名 ④子育て支援の充実

### 10年後の目指す姿像

子育てする家庭を地域の人たちが後押しをして少子化が改善に向かっていきます。

### 現状と課題

年々出生者数は減少し、少子化が進んでいます。このことは将来の働き手不足等の懸念だけでなく、子どもの育つ環境にも影響を及ぼすおそれがあります。また、子育て家庭の生活形態の変化から教育・保育ニーズの多様化、児童虐待、子どもの貧困など解決すべきさまざまな社会的課題があります。

### 重点的な取り組み

- (1) 人格形成の基礎となる幼児期において質の高い教育・保育活動を提供します。
- (2) 子どもの成長と子育てのすばらしさを喜び合える地域を形成していきます。
- (3) 子どもの権利を尊重し、子どもが夢をもって活動する環境づくりを進めます。
- (4) 健やかに産み育てる子育て環境の充実に努めます。
- (5) 自然と地域と親しみ、豊かな心と生きる力を育みます。
- (6) 子どもの健やかな発達を促す体制を促進します。

### 評価指標

指標名	年度 基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
就学前教育・保育利用率 (3歳～5歳)	100% 令和2年度	100%	100%	100%	100%	100%
保育所等利用待機児童数	0人 令和1年度	0人	0人	0人	0人	0人
妊産婦訪問、相談実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
新生児訪問、相談実施率	100% 令和1年度	100%	100%	100%	100%	100%

### 施策に関連する個別計画名

本別町子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画  
本別町公共施設等総合管理計画



## 施策を実施する部課局名・施設名

子ども未来課、児童発達支援センター、勇足へき地保育所、健康管理センター  
住民課

## 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ⑤健康づくりの推進

### 10年後の目指す姿像

誰もが健康に関する自己管理意識を持ち、健やかで心豊かに生活を送っています。

### 現状と課題

死亡原因および医療費に占める生活習慣病の割合がいずれも6割を超えている状況で、疾病予防と重症化を防ぐためにも特定健診受診率および各種がん検診率を上げていく必要があります。

### 重点的な取り組み

- (1) 食べることは健康の基本と捉え、毎日の食事に配慮し、健康を保つことで健康寿命を延ばす取り組みを推進します。
- (2) 楽しく身体を動かして、心も体も健やかになる活動を推進します。
- (3) 働く世代や子育て世代のメンタルヘルス対策を推進します。
- (4) 生活習慣病の予防のために特定健診の実施率を高めます。
- (5) あらゆる感染症予防対策を推進します。

### 評価指標

年度 指標名	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
特定健診受診率	48.8% 平成30年度	50.0%	55.0%	60.0%	次期保健計画で設定	
特定保健指導実施率	40.0% 平成28年度	50.0%	55.0%	60.0%	次期保健計画で設定	
メタボリックシンドローム該当者 (40～74歳国民健康保険該当者のうち受診者に占める割合)	26.5% 令和1年度	25%以下	25%以下	25%以下	25%以下	25%以下

### 施策に関連する個別計画名

健康ほんべつ21、本別町母子保健計画、特定健診等実施計画  
本別町保健事業実施（データヘルス）計画  
本別町新型インフルエンザ等対策行動計画、銀河福祉タウン計画  
障がい福祉総合計画

## 施策を実施する部課局名

健康管理センター、国民健康保険病院、住民課、教育委員会社会教育課  
総合ケアセンター

## 施策に関連するSDGs達成目標



### 用語の説明

**メンタルヘルス対策**：心の健康に関する一次予防のこと。

**特定健診**：生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの人を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を行うこと。

**特定保健指導**：特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できるに人に、保健師、管理栄養士等が生活習慣を見直すサポートをすること。

**メタボリックシンドローム**：内臓脂肪の蓄積により、高血糖、脂質異常症（高中性脂肪または低HDLコレステロール血症）、高血圧などの動脈硬化の危険因子が、一個人に集積している状態。

## 施策名 ⑥地域福祉の推進

### 10年後の目指す姿像

誰もが住み慣れた地域で、身近な人たちの見守りや支え合いによって安心して生活を送っています。

### 現状と課題

複雑化・多様化する地域福祉課題に対応するため、専門機関や自治会と連携を強めていく必要があります。また、自治会役員や民生児童委員の高齢化などもあり、新たに支えとなる人材の育成など、長期的な視点での活動が必要になっています。

### 重点的な取り組み

- (1) 誰もが安心して心やすらかに暮らすことができるよう、地域での支え合い活動や、課題解決に向けた取り組みを推進します。
- (2) 生活上の困りごと等について包括的な相談支援を通じて、自立支援に向けた取り組みを強めます。

### 評価指標

年度 指標名	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
本別の人が優しく協力的であると思う人の割合 (総合計画アンケート調査)	70.3% 令和1年			75.0%		75.0%
ボランティア活動に参加した ことのある人(高齢者)の割合 (日常生活圏域ニーズ調査)	29.5% 令和2年			34.0%		
在宅福祉ネットワーク組織数	31組織 令和2年	31組織	31組織	31組織	31組織	31組織

### 施策に関連する個別計画名

地域福祉計画、銀河福祉タウン計画

### 施策を実施する部課局名

総合ケアセンター、地域包括支援センター、保健福祉課、健康管理センター、子ども未来課、特別養護老人ホーム、住民課

## 施策に関連するSDGs達成目標



### 用語の説明

**在宅福祉ネットワーク**：「ひとりの不幸も見逃さない」をスローガンに、地域住民が安心して生活を送ることができるよう、自治会が中心となって高齢者等の日常的な見守りや除雪、サロン活動など、5つの活動について地域の実情に合わせて行われる互助活動。

## 施策名 ⑦高齢者福祉の充実

### 10年後の目指す姿像

まちぐるみの支え合いにより、安住の地として高齢者の活動、生活が営まれています。

### 現状と課題

要介護認定者数は増加していないものの、介護サービス費は増加傾向にあります。介護保険料の負担を抑えていくためにも、重度化の予防に努めるとともに在宅生活を重視した介護サービスの提供を図っていく必要があります。

### 重点的な取り組み

- (1) 夢や生きがいを持ち、健康で社会参加する活動を推進します。
- (2) 住み慣れた地域で安心して生活するための体制を整えます。
- (3) 高齢者が住み良い環境になるよう住宅に係る支援と整備を進めます。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
暮らしやすいまちだと思う高齢者の割合		44.3% 令和2年度			48.0%		
生きがいがある高齢者の割合 —(日常生活圏域ニーズ調査)—		調査中 令和2年度					
週1回以上地域での活動に参加している高齢者の割合 (日常生活圏域ニーズ調査)		27.9% 令和2年度			34.0%		
高齢者の要介護認定者率		17.4% 令和1年度末	17.4%	17.4%	17.4%	17.4%	17.4%

### 施策に関連する個別計画名

銀河福祉タウン計画、地域福祉計画、本別町公共施設等総合管理計画、本別町国民健康保険病院新改革プラン

## 施策を実施する部課局名

総合ケアセンター、地域包括支援センター、老人福祉センター、健康管理センター  
特別養護老人ホーム、国民健康保険病院、住民課

## 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ⑧障がい者福祉の充実

### 10年後の目指す姿像

誰もが多様な個性を尊重し、分け隔てなく暮らしていく地域共生社会が形成されています。

### 現状と課題

障がいのある人との日常的な交流を図る銀河サロン等や、障がい者週間記念事業の開催を支援し、広く障がいに対する理解を深める活動を行っています。また、総合的な相談支援体制の充実を図り、障がいの有無に関わらず住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制の構築を進めています。雇用につきましては障がいの特性に応じた就労の場の確保が課題になっています。

### 重点的な取り組み

- (1) 障がいへの理解を深めるとともに障がいのある人との交流を推進します。
- (2) 障がい者福祉サービスと障がい者雇用の充実を図ります。
- (3) 障がいのある人が地域で生活するため、居住環境の充実を図ります。

### 評価指標

年度 指標名	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
暮らしやすいまちだと思う障がい者の割合	21.1% 令和2年度			24.0%		
障がい者理解に関する地域の意識が良くなっていると感じている障がい者の割合	19.4% 令和2年度			23.0%		
障がいがある人と交流した経験のある町民の割合	49.0% 令和2年度			60.0%		
高等養護学校卒業生が町内に戻り就業する割合	60.0% 令和元年度	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%

### 施策に関連する個別計画名

障がい福祉総合計画、本別町子ども・子育て支援事業計画、健康ほんべつ21母子保健計画



## 施策を実施する部課局名・施設名

総合ケアセンター、子ども未来課、児童発達支援センター、健康管理センター  
住民課

## 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ⑨医療体制の維持

### 10年後の目指す姿像

安住の地として、安心して暮らせる医療体制が維持されています。

### 現状と課題

町内での地域医療は現在、病院1施設、一般診療所1施設、歯科4施設で担われています。その中で町国民健康保険病院は二次救急指定病院として町民皆さんが安心して生活できるよう医療体制を整えています。

しかし、医療専門職員を確保することや、人口減少に伴う減収が課題となっており、必要な医療を提供していくための対策が必要となっています。

### 重点的な取り組み

- (1) 24時間、365日の患者受け入れ体制を整え、医療と安心を提供します。
- (2) 地域包括ケアの実現のために、介護・保健・福祉部門・他医療機関との連携を深め、最後まで自分らしく暮らせる地域の実現を目指します。
- (3) 良質な医療を継続的に提供するための医療体制を確保します。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
病床数		60床 令和1年度	60床	60床	60床	60床	60床
医師数 (民間診療所含む)		6人 令和1年度	6人	6人	6人	6人	6人

### 施策に関連する個別計画名

本別町国民健康保険病院新改革プラン、本別町公共施設等総合管理計画  
銀河福祉タウン計画

### 施策を実施する部課局名

国民健康保険病院、健康管理センター

## 施策に関連するSDGs達成目標



### 用語の説明

**二次救急**：24時間体制で救急患者の受け入れをし、手術治療も含めた入院治療を提供できる設備が整っており、医師が常に従事していて、救急患者のための専用病床が整備されている病院。

## 施策名 ⑩学校教育の充実

### 10年後の目指す姿像

子育て家庭や子どもの健やかな成長を地域で支え、全ての子どもがいきいきと成長しています。

### 現状と課題

人工知能をはじめとする情報科学技術の急速な発展と普及が進む社会の変化に対応し、子どもたちが自らの可能性を発揮し、未来を切り拓いていく力を身に付けていくため、保護者、教育関係機関、地域の皆さんとともに「ほんべつ学びの日」の理念の浸透を図る必要があります。

### 重点的な取り組み

- (1) 一人ひとりの発達段階に応じた個性を生かした教育を実施し、基礎学力の向上を図るとともに、さまざまな学習機会を通じて生きる力を育むことに努めます。
- (2) 変化する社会情勢に対応するため、家庭・学校・地域が協力し、子どもと大人が共に学ぶ活動を展開するなど、人間的な成長を図ります。
- (3) 道徳心や思いやりの心を養う教育を推進するとともに、いじめや不登校などに関する相談体制の充実を図ります。
- (4) 子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、学習環境の整備、充実を図ります。
- (5) 情報化の進展、国際的移動の活性化、人工知能の進化などの社会的変化に対応した教育を推進します。
- (6) 本別高校の魅力ある学校づくりを支援していきます。

### 評価指標

年度 指標名	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
子どもが元気にいきいきと過ごしていると思う町民割合 (総合計画アンケート調査)	78.6% 令和1年			79.0%		80.0%
本別町が好きと回答した中学生、高校生の割合 (総合計画アンケート調査)	90.5% 82.0% 令和1年			90.5% 85.0%		90.5% 90.0%
児童・生徒数に対するパソコン・タブレットの導入割合	100% 令和2年	100%	100%	100%	100%	100%

### 施策に関連する個別計画名

本別町総合教育大綱、学校施設長寿命化計画、本別町社会教育中期計画  
本別町公共施設等総合管理計画

### 施策を実施する部課局名

教育委員会管理課、学校給食共同調理場、教育委員会社会教育課

### 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ⑪社会教育活動の推進

### 10年後の目指す姿像

誰もがそれぞれの学びと経験を活かして明るく豊かなふるさとづくりに参加しています。

### 現状と課題

本町では趣味や芸術、文化・体験活動に関する学習意欲が高い傾向にありますが、思うように学習の機会を得ることができない人もいるため、ICTを活用した学びのための環境づくりや、学び活動を通じた人づくり、ネットワーク（網状組織）づくりの支援を行っていく必要があります。

文化芸術に触れる機会の提供活動は関係団体と共催して実施していますが、各団体とも担い手の確保が課題となっています。

### 重点的な取り組み

- (1) 明るく豊かなふるさとづくりを進めるため、自発的な学習と連帯感を育てる社会教育活動を推進します。
- (2) 生涯各期に応じた学びを推進し、生きがいやまちづくり、社会参加活動につながる取り組みを推進します。
- (3) 文化芸術活動に触れる機会を提供し、生活に潤いをもたらす活動を推進していきます。
- (4) 地域間交流や国際交流を行ない、他地域の歴史や文化等を学ぶとともに交流を通して豊かな人間性と社会性を育む取り組みを推進します。
- (5) 社会参加活動を担う人材を育成し、平和で豊かな地域社会づくりを推進します。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
町民の行政参加が進んでいる と思う住民の割合 (総合計画アンケート調査)		44.0% 令和1年			45.0%		50.0%
公民館の利用者数 (本館1、地区館3)		26,827人 平成30年度	24,900人	24,500人	24,100人	23,700人	23,300人

### 施策に関連する個別計画名

本別町総合教育大綱、本別町社会教育中期計画、本別町公共施設等総合管理計画  
本別町社会教育施設等長寿命化計画

### 施策を実施する部課局名・施設名

教育委員会社会教育課、体育館、中央公民館、勇足地区公民館、仙美里地区公民館  
美里別地区公民館、図書館、歴史民俗資料館、企画振興課、総務課

### 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ⑫スポーツ活動の推進

### 10年後の目指す姿像

誰もがスポーツに親しみ、健康で豊かな日常生活を送っています。

### 現状と課題

人口減少が進む中、スポーツ活動の中心を担う体育協会や少年団活動団体数は現状を維持している状況で、地域の指導者等の活動協力により、各大会において優秀な成績を収め、スポーツ奨励賞を受賞する選手が育ってきています。一方、体育施設は老朽化により改修や機具更新が必要となっているため、計画的に整備を進めるとともに施設の運営について検討が必要です。

### 重点的な取り組み

- (1) スポーツを通して、健康の保持や体力づくり、生きがいや生活の潤い増進、町民相互の交流を図るため、関係団体等と連携を図り、誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できる生涯スポーツ活動を推進します。
- (2) 各種競技力向上のための技術講習会、大会等を開催するとともにスポーツ少年団やスポーツ団体活動を支援し、体力増進とスポーツ活動の日常化を図ります。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標 基準年(年度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
屋内体育施設利用者数 (町体育館・体力増進センター・ふれあい多目的アリーナ・柔剣道場・町民水泳プール)		延 41,070 人 令和1年度	延 44,800 人	延 44,700 人	延 43,700 人	延 42,600 人	延 42,000 人
体育協会団体加入者数		延 747 人 令和1年度	延 720 人	延 710 人	延 700 人	延 690 人	延 680 人
スポーツ少年団本部団員数		延 205 人 令和1年度	延 180 人	延 180 人	延 170 人	延 170 人	延 160 人

### 施策に関連する個別計画名

本別町教育大綱、本別町社会教育中期計画、健康ほんべつ 2 1  
本別町公共施設等総合管理計画、本別町社会教育施設等長寿命化計画  
銀河福祉タウン計画



## 施策を実施する部課局名・施設名

教育委員会社会教育課、体育館、教育委員会管理課、健康管理センター  
総合ケアセンター

## 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ⑬防災対策の推進

### 10年後の目指す姿像

誰もが防災に対する意識を持ち、自らが災害に対する備えと、自治会等による支え合い体制が整えられ、安心して日常生活を送っています。

### 現状と課題

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等は災害時において自力で十分な行動をとることができないことから、平時から自治会等と連携を図り、避難が必要な事態において、自治会等が担当者を決めて具体的な支援体制を確立する必要があり、災害時要支援名簿を整備、活用することが重要となっています。この取り組みは多くの自治会等で取り組まれています。全ての地域で体制が作られることが必要です。

### 重点的な取り組み

- (1) 自助・共助・公助について互いに必要性を理解し、防災意識の高揚を図るため防災訓練や講習会等を開催します。また、災害時における避難情報などを適時発信します。
- (2) 自治会等の助け合い活動により、要援護者等の避難支援体制を整えます。
- (3) 災害時における初動体制を確立し、被害の防止、災害の拡大を防止するための取り組みを強めます。
- (4) あらゆる緊急事態の発生時において適切な対応をとるため、危機管理体制を整えます。
- (5) 土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、地域防災計画に基づき、住民等の誘導等および災害の防止に努めます。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
町民を対象とした防災訓練の実施回数		3回 令和1年度	5回	5回	5回	5回	5回
災害時要援護者等の個別支援計画を策定済みの自治会数		15カ所 平成30年	16カ所	17カ所	18カ所	19カ所	20カ所
自主防災組織数		20組織 令和1年度	21組織	21組織	22組織	22組織	23組織

### 施策に関連する個別計画名

本別町地域防災計画、地域福祉計画、銀河福祉タウン計画  
本別町都市計画マスタープラン、本別町水道ビジョン、本別町森林整備計画

### 施策を実施する部課局名

住民課、総合ケアセンター、建設水道課、農林課、企画振興課

### 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ⑭消防・救急体制の充実

### 10年後の目指す姿像

行政区域を越えた出動体制により、消防・救急体制の充実強化が図られ、誰もが安心して生活をおくることができています。

### 現状と課題

消防広域化により通信指令業務が一元化となり、行政区域を越えた出動を行なうなど初動体制の確立が図られています。また、地域防災の要である消防団員の確保に努め、消防防災力の充実強化を図る必要がありますが、人口減少、少子高齢化に伴い次世代を担う消防団員の確保が課題となっています。

### 重点的な取り組み

- (1) 住民の**安全・安心**、~~安全~~な暮らしを支えるため、迅速で的確な消防活動を行います。
- (2) 救命率向上を目的とした救命講習等の普及に努めます。
- (3) 住民一人ひとりの防火意識の向上を図り、火災予防対策を推進します。
- (4) 町内の消防防災活動を担う消防団員の確保に努め、地域安全体制の充実を図ります。

### 評価指標

年度	基準指標 基準年(年度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
指標名						
消防団員数	91人 令和1年度	91人	91人	91人	91人	91人
普通救命講習会参加者数	334人 令和1年度	300人	300人	300人	300人	300人
住宅用火災警報器の設置率	69.2% 令和1年度			71.0%		73.0%

### 施策に関連する個別計画名

十勝圏広域消防運営計画、本別町公共施設等総合管理計画、銀河福祉タウン計画

## 施策を実施する部課局名

本別消防署、国民健康保険病院、総合ケアセンター、総務課

## 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ⑮防犯・交通安全対策の推進

### 10年後の目指す姿像

地域の見守り活動により、犯罪被害が無く、誰もが安心した生活を送っています。

### 現状と課題

交通安全対策では、街頭啓発活動や交通安全指導員による登校時指導、交通安全教室を実施しています。また、見える防犯活動として、こども110番の家の取り組みや青色回転灯防犯パトロール隊、すきやきたいによる登下校時の見守り活動が行われています。さらに、保護司会、更生保護女性会、生活安全推進協議会、消費者協会等でさまざまな防犯対策を取り組んでいます。これらの活動団体では高齢化が進むなど担い手の育成が課題となっています。

### 重点的な取り組み

- (1) 関係団体と連携を図り、防犯意識の啓発と防犯活動を推進し、犯罪防止、消費者被害防止に努めます。
- (2) 広く交通安全意識の普及啓発を行ない、交通事故の無い安全で安心な暮らしを守ります。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標 基準年(年度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
事故や犯罪が少なく安心して暮らすことができていると思う町民の割合 (総合計画アンケート調査)		89.6% 令和1年			90.0%		90.0%
子ども110番の家件数		73件 令和1年度	80件	85件	90件	95件	100件
交通事故死亡件数		2人 令和1年度	0人	0人	0人	0人	0人

### 施策に関連する個別計画名

地域福祉計画、銀河福祉タウン計画

### 施策を実施する部課局名

住民課、保健福祉課、企画振興課、子ども未来課、教育委員会管理課、総務課

## 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ⑯環境衛生・循環型社会の推進

### 10年後の目指す姿像

地球環境を保全するため、誰もが資源を有効に活用する意識を持ち、豊かな自然と安定した生活が保たれています。

### 現状と課題

平成31年（2019年）4月から「十勝圏複合事務組合 くりりんセンター」で資源ごみ以外の処分を行ない、資源ごみについては、従来の池北3町の共同処理および町単独処理を行っていますが、ごみ処分方法の変更によりリサイクル（再利用）への意識低下を招かないよう徹底した資源化を推進していく必要があります。

### 重点的な取り組み

- （1）ごみ発生の抑制と資源化の推進、適正処理に取り組んでいきます。
- （2）容器包装廃棄物（鉄、アルミ、ガラス、ペットボトル、プラスチック、紙、ダンボール等）の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の3Rを基本とし、最終処分量の削減と環境負荷の低減を図ります。
- （3）公共施設における節電機器の導入等により、電気使用量の削減を図り、二酸化炭素排出量を低減していきます。
- （4）きれいなまちづくりのため、環境美化活動を推進します。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
一年間に家庭から排出されるごみの重量		0.51 t 令和1年度 (推定値)	0.50 t	0.49 t	0.48 t	0.47 t	0.46 t
町の事務事業におけるCO2排出量		4,971 t /CO2 平成30年度	4,726t/CO2	4,645t/CO2	4,563t/CO2	4,482t/CO2	4,400t/CO2
リサイクル率		45.6% 令和1年度 (推定値)	45.6%	45.6%	45.6%	45.6%	45.6%

### 施策に関連する個別計画名

ごみ処理基本計画、本別町分別収集計画、本別町地域温暖化対策実行計画



## 施策を実施する部課局名

住民課、企画振興課

## 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ⑰有効な土地利用の推進

### 10年後の目指す姿像

豊かな自然が守られ、心地よい生活ができる環境が保たれています。

### 現状と課題

身近にある公園、広域的に利用されている運動公園、観光地としても親しまれている義経の里本別公園など、それぞれの機能や効果を継続的に発揮していくため、また、幼児から高齢者までがふれあいを持ち、安らぎを求める場として安全に配慮した環境整備を保全していく必要があります。

### 重点的な取り組み

- (1) 農用地、森林などの自然的土地利用の保全に配慮し、住宅地、商業地、工業地などの配置について、社会情勢の変化に応じて柔軟に土地利用を図り、有効な都市環境の形成を図ります。
- (2) **安全で安心**して、くつろぐことができる公園施設の整備・維持管理について計画的に実施していきます。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
本町が自然環境に恵まれていると思う人の割合 (総合計画アンケート調査)		90.9% 令和1年			91.0%		91.0%
都市公園整備数		21カ所 令和1年度	21カ所	21カ所	21カ所	21カ所	21カ所

### 施策に関連する個別計画名

本別町都市計画マスタープラン、本別町公園施設長寿命化計画  
本別町公共施設等総合管理計画

### 施策を実施する部課局名

建設水道課、住民課、企画振興課、農林課、農業委員会事務局

## 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ⑱上下水道環境の充実

### 10年後の目指す姿像

安全で快適な上下水道環境が確保され、誰もが安定した生活を送っています。

### 現状と課題

安全で良質な水道水の安定的な供給と健全経営に努めていますが、人口減少等により水の需要は年々減少し、老朽化している施設の更新や地震などの災害に対応するための経費が増大しているため、経営の効率化を図っていく必要があります。

### 重点的な取り組み

- (1) 取水施設と浄水施設の機器更新を計画的に行ない、基準に適合した**安全・安心**な水道水を安定的に供給します。
- (2) 快適な生活環境を確保するため、公共下水道の未整備地域における整備と浄化槽整備を行なうとともに、下水処理場機器等の機器更新を計画的に行います。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	基準年(年度)		(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
上水道普及率		99.2%	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%	99.4%
簡易水道普及率	令和1年度	79.1%	79.2%	79.2%	79.4%	79.4%	79.4%
公共下水道水洗化率		92.6%	92.9%	93.2%	93.5%	93.8%	94.1%
汚水処理人口普及率	令和1年度	84.0%	84.3%	84.6%	84.9%	85.2%	85.5%

### 施策に関連する個別計画名

本別町水道ビジョン、本別町水道事業経営戦略、本別町下水道事業経営戦略  
生活排水処理基本計画、本別町公共施設等総合管理計画  
本別町森林整備計画、本別町公共下水道ストックマネジメント基本計画  
本別町水道事業アセットマネジメント、本別町都市計画マスタープラン

### 施策を実施する部課局名

建設水道課、農林課

## 施策に関連するSDGs達成目標



## 施策名 ⑱道路整備・交通網の充実

### 10年後の目指す姿像

個々の生活形態に添った交通体系の確保により、通院や買い物などに利用され、住み慣れた地域で生活しています。また、北海道横断自動車道の整備が進み、農畜産物の効率的な輸送や道東地区を周遊する観光客などで賑わいをみせています。

### 現状と課題

町道及び橋梁の効率的な維持管理について、安全性の確保と改修費用の平準化を図るため計画的に事業を進めていく必要があります。

現在、町内で運行するバス路線は地域や利用時間が限定されていることから、自由に買い物や通院に利用できる交通の確保が課題となっています。

### 重点的な取り組み

- (1) 生活道路の整備と維持修繕を計画的に進め、安全で快適な通行を確保します。
- (2) 通院や買い物等に利用する交通手段ニーズを反映した路線等の見直しや新たなサービスの導入を図り、利便性の高い地域公共交通の確保を図ります。
- (3) 北海道横断自動車道を活用した交通ネットワークの形成と地域の活性化を推進します。
- (4) 本町経済活動に重要な役割を果たす北海道横断自動車道本別ジャンクション釧路ー北見ランプの早期整備に向けた活動を展開します。
- (5) 情報通信技術の進展や情報化ニーズに対応した地域社会の構築を図ります。

### 評価指標

数値目標項目	目標年度 基準数値 基準年(年度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
舗装道路の割合(町道)	55.4% 平成30年度	55.7%	55.8%	55.9%	55.9%	56.0%
橋梁長寿命化修繕計画の進捗率	9.1% 平成30年度	36.4%	45.5%	60.6%	63.6%	72.7%
地域公共交通の乗車人数 太陽の丘循環バス(2路線)	13,804人 令和1年度	13,114人	12,458人	11,835人	11,243人	10,681人
へき地患者輸送バス(5路線)	1,389人 令和1年度	1,320人	1,254人	1,191人	1,131人	1,074人
本別・浦幌生活維持路線 (1路線)	8,398人 令和1年度	8,000人	6,000人	5,000人	4,500人	4,500人

### 施策に関連する個別計画名

本別町都市計画マスタープラン、本別町橋梁長寿命化修繕計画  
本別町公共施設等総合管理計画

### 施策を実施する部課局名・施設名

建設水道課、車両センター、企画振興課、健康管理センター、教育委員会管理課

### 施策に関連するSDGs達成目標



#### 用語の説明

**ジャンクション**：高速道路と高速道路を相互に接続する立体的な交差点のこと。

**ランプ**：道路を立体交差とする場合において、交差接続する道路相互を連結する道路のことで、「インターチェンジ」や「ジャンクション」の構造の一部。

## 施策名 ⑳住宅環境の充実

### 10年後の目指す姿像

誰もが住み良い住宅環境の中で、充実した生活を送っています。

### 現状と課題

少子高齢化と人口減少による空き家が増加傾向にあり、有効活用のための空き家バンク登録の運用と老朽空家住宅除却支援事業による解体支援を行っていますが、老朽化した空き家が多く存在している状況にあります。

公営住宅に入居している世帯の割合が他市町村と比べて高い状況にあるため、老朽化した公営住宅を計画的かつ、ユニバーサルデザインに基づいた建て替えや改修を行ない、安心して安全な公営住宅の確保を行っていく必要があります。

### 重点的な取り組み

- (1) 空き家の利活用と適正な管理について、所有者と行政間のみならず、民間事業者や専門家等と連携を図り、総合的かつ持続的な取り組みを実施します。
- (2) 居住水準や設備水準の低いものは建て替えや廃止し、長期的に活用できるものは改修を行うなど、高齢、障がい、子ども等、誰もが安心して暮らせる公営住宅を整備します。

### 評価指標

年度 指標名	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
空き家再生等推進事業実施件数	5件 令和1年度	3件	3件	3件	3件	3件
公営住宅管理戸数	418戸 令和2年度	410戸	410戸	402戸	398戸	394戸

### 施策に関連する個別計画名

本別町住宅政策推進計画、本別町空家等対策計画、本別町公営住宅等長寿命化計画  
地域福祉計画、本別町公共施設等総合管理計画、銀河福祉タウン計画



## 施策を実施する部課局名

建設水道課、総合ケアセンター、企画振興課

## 施策に関連するSDGs達成目標



### 用語の説明

**ユニバーサルデザイン**：文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いに関わらず、出来るだけ多くの人  
が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計のこと。

## 施策名 ⑳自治体経営の推進

### 10年後の目指す姿像

町財政状況を踏まえ、的確な予算執行により、町民に信頼される持続可能な自治体経営が行われています。

### 現状と課題

依然として地方交付税が町財政に与える影響は大きく、これまで財政調整基金を活用しながら財政運営を図ってきましたが、基金の残高も減少するなか、今後、町税収入や地方交付税が大幅に増額することが見込めないため、投資的経費や事務事業、補助金の見直しを図り、収入に見合った支出を行っていく必要があります。

### 重点的な取り組み

- (1) 将来にわたって暮らしやすいまちを維持していくため、自主財源の確保を図ります。
- (2) 限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるために、事業成果の検証と自治体経営感覚を持って各種事業の見直しを図ります。
- (3) 公共施設の長寿命化、利活用促進と統廃合を進めることにより、事業の継続と健全な財政運営との均衡を図っていきます。
- (4) まちに新しいひとの流れをつくる取り組みと合わせ、少子高齢化、人口減少に伴う事業の効率化や、住民ニーズ、生活圏域の拡大に対応するため行政区域を越えた広域的な行政運営を行っていきます。
- (5) 職員研修による資質の向上を図るとともに、官民連携とICT（情報通信技術）の利活用により効率的・効果的な行政運営を推進します。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
町税収納率（住民税、固定資産税、軽自動車税、法人税等）		96.8% 平成30年度	97.0%	97.2%	97.2%	97.4%	97.6%
経常収支比率		86.0% 平成30年度	90%未満	90%未満	90%未満	90%未満	90%未満

### 施策に関連する個別計画名

行財政改革大綱、行財政改革数進計画、本別町公共施設等総合管理計画  
本別町過疎地域自立促進市町村計画

## 施策を実施する部課局名・施設名

総務課、出納室、企画振興課、住民課、建設水道課、車両センター

## 施策に関連するSDGs達成目標



### 用語の説明

**官民連携**：行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かして公共サービスを提供すること。

**経常収支比率**：地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示したもの。

## 施策名 ②②開かれた町政の推進

### 10年後の目指す姿像

町民力を生かしたまちづくりが推進され、誰もが自らの意思で誇りをもって活動を展開しています。

### 現状と課題

町民力をまちづくりに生かして行くには、町民と行政が共通の視点で協働していく体制づくりが必要です。参加しやすい、活動しやすい環境形成と町民参加によって、どのような成果が得られたのかを形づくっていくことが必要です。

### 重点的な取り組み

- (1) 「広報ほんべつ」「くらしの情報紙かけはし」の定期発行と町ホームページの内容充実による行政情報を提供していきます。
- (2) 町民の意見をまちづくりに生かす機会を拡大していきます。
- (3) 自治会をはじめ、まちづくりに携わる団体と連携し、地域の持続的な発展にむけ、協働によるまちづくりを推進します。
- (4) 男女が互いに尊重し、社会参加して活躍するため、仕事と家庭の負担割合の均一化を推進します。
- (5) 情報公開制度、個人情報保護制度に対応した適切な文書管理を行ないます。
- (6) 人口減少により不足する労働力を支えている外国人との交流や異文化理解の促進を通じ、多文化共生社会の実現にむけた取り組みを進めます。

### 評価指標

指標名	年度	基準指標 基準年(度)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
町ホームページのサイト訪問者件数		令和1年度	118,987件	121,000件	122,000件	123,000件	124,000件	125,000件
条例委員等における女性委員の比率		令和1年度	24.4%	25.0%	25.5%	26.0%	26.5%	27.0%

### 施策に関連する個別計画名

本別町情報公開条例

## 施策を実施する部課局名

企画振興課、総務課、議会事務局

## 施策に関連するSDGs達成目標



## SDGsについて

「SDGs (Sustainable Development Goals : エスディー・ジーズ)」とは、持続可能な社会を世界レベルで実現するために、2015年9月に国連で合意された世界共通の目標で2030年までに解決すべき17「ゴール」(意欲目標)と、それを達成するための169の「ターゲット」(達成目標)、達成度を測るための244の「グローバル指標」の3層構造で構成されています。そして日本の各地域における課題解決に活用しやすい形式にしたものが「地域創生SDGs ローカル指標」になります。

SDGs がめざすのは、さまざまな人が共生しながら、ひとりひとりが輝いて生きていける平和で公正な社会です。そして、「誰一人取り残さない」というのが究極目標です。


総合計画施策とSDGs との関わりについて紹介します。

ターゲット	グローバル指標	ローカル指標 (SDGs と関連する施策番号)	
<b>ゴール</b> <b>1</b> 貧困をなくそう 	<b>1 貧困をなくそう</b> <b>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせよう</b>		
	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度および対策を実施し、2030年までに貧困層および脆弱層に対し十分な保護を達成する。	
		1.3.1 社会保障制度によって保護されている人口の割合(性別、子ども、失業者、年配者、障がい者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別)	②④⑥⑦⑧
	1.4	2030年までに、貧困層および脆弱層をはじめ、全ての男性および女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	
		1.4.1 基礎的サービスにアクセスできる世帯に住んでいる人口の割合	
		LI1.4.1 上水道普及率	⑩
		1.4.2 土地に対し、法律上認められた書類により、安全な所有権を有した土地の権利が安全であると認識している全成人の割合	①
	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	
		1.5.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数	⑬
		1.5.2 グローバルGDPに関する災害による直接的経済損失	
		LI1.5.2 災害復旧費割合	⑬
		1.5.4 仙台防災枠組み2015-2030に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合	
		LI1.5.4 防災会議の設置有無	⑬
	1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	
		1.a.1 政府によって貧困削減計画に直接割り当てられた国内で生み出された資源の割合	
	LI1.a.1 生活保護費割合	⑥	
	1.a.2 全体の国家財政支出に占める必要不可欠なサービスの割合(教育、健康、および社会的な保護)		
	LI1.a.2.1 衛生費割合	⑬	
	LI1.a.2.2 人口1人当たりの衛生費	⑬	
	LI1.a.2.3 教育費割合	⑩⑪⑫	
	LI1.a.2.4 人口1人当たりの教育費	⑩⑪⑫	
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域および国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。		
	1.b.1 女性、貧困層および脆弱層グループに重点的に支援を行なうセクターへの政府からの周期的な資本投資		
	LI1.b.1 母子世帯への平均保護受給期間	⑥	
	1.x	LI1.x 世帯当たりの預貯金残高	
ターゲット	グローバル指標	ローカル指標 (SDGs と関連する施策番号)	
<b>ゴール</b> <b>2</b> 飢餓をゼロに 	<b>2 飢餓をゼロに</b> <b>飢餓を終わらせ、全ての人々が一年を通して栄養のある十分な食料を確保できるようにし、持続可能な農業を促進しよう</b>		
	2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層および幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	
		2.1.1 栄養不足蔓延率	
		LI2.1.1.1 栄養失調およびビタミン欠乏症における総患者割合	⑤⑨
		LI2.1.1.2 給食施設における栄養士の有無	⑩
2.2	5歳未満の子どもの発育障害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦および高齢者の栄養ニーズへの対処を行なう。		
	LI2.2.1 5歳未満の子どもの発育障害の蔓延度(WHO子どもの成長基準の中央値から-2SD未満の年齢に対する身長)		
	LI2.2.1 栄養状態が不良な6歳児の割合	⑤⑨	

		2.2.2 5歳未満の子どもの栄養失調の蔓延度 ④
		2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場および高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民および漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性および所得を倍増させる。
		2.3.1 農業/牧畜/林業企業規模の分類ごとの労働単位あたり生産額
		LI2.3.1.1 農業従事者1人当たりの農業産出額 ①
		LI2.3.1.2 林業就業人口1人当たりの林業産出額 ①
		2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水およびその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
		2.4.1 生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合
		LI2.4.1 農業従事者1人当たりの経営耕地面積 ①
		2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発および植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
		2.a.1 政府支出における農業指向指数
		LI2.a.1 投資額に対する農業産出額 ①
<b>ターゲット</b>	<b>グローバル指標</b>	<b>ローカル指標（SDGsと関連する施策番号）</b>
<b>ゴール</b>	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進しよう
		3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
		3.1.1 妊産婦死亡率 LI3.1.1 人口10万人当たりの妊産婦死亡数 ⑤
		3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児および5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
		3.2.1 5歳未満児死亡率
		LI3.2.1 5歳未満児死亡率 ⑤⑨
		3.2.2 新生児死亡率 LI3.2.2 新生児死亡率 ⑤
		3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリアおよび顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症およびその他の感染症に対処する。
		3.3.1 非感染者1,000人当たりの新規HIV感染者数
		LI3.3.1 人口1,000人当たりのHIV感染者数 ⑨
		3.3.2 100,000人当たりの結核感染者数
		LI3.3.2 人口10万人当たりの結核感染者数 ⑨
		3.3.3 1,000人当たりのマラリア感染者数
		LI3.3.3.1 人口1,000人当たりのマラリアによる死亡者数 ⑤⑨
		LI3.3.3.2 人口1,000人当たりのマラリア感染者数 ⑤⑨
		3.3.4 10万人当たりのB型肝炎感染者数
		LI3.3.4 10万人当たりのB型肝炎感染者数 ⑤⑨
		3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健および福祉を促進する。
		3.4.1 心血管疾患、癌、糖尿病、または慢性の呼吸器系疾患の死亡率
		LI3.4.1.1 人口10万人当たりの心血管疾患による死亡者数 ⑤⑨
		LI3.4.1.2 人口10万人当たりの癌による死亡者数 ⑤⑨
		LI3.4.1.3 人口10万人当たりの糖尿病による死亡率 ⑤⑨
		3.4.2 自殺率 LI3.4.2 人口10万人当たりの自殺者数 ⑤
		3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
		3.5.1 薬物使用による障がいのための治療介入（薬理的、心理社会的、リハビリおよびアフターケア・サービス）の適用範囲 ⑤⑧
		3.5.2 1年間（暦年）の純アルコール量における、（15歳以上の）1人当たりのアルコール消費量に対しての各国の状況に応じ定義されたアルコールの有害な使用（0） ⑤⑧
		3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
		3.6.1 道路交通事故による死亡率 ⑮
		3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。
		3.9.1 家庭内および外部の大気汚染による死亡率
		LI3.9.1 人口10万人当たりの公害苦情件数 ⑮
		3.a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
		3.a.1 15歳以上の現在の喫煙率（年齢調整されたもの）
		LI3.a.1 喫煙率 ⑤
		3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性および非感染性疾患のワクチンおよび医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）および公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品およびワクチンへのアクセスを提供する。
		3.b.1 各国ごとの国家計画に含まれる全ての薬によってカバーされているターゲット人口の割合
		LI3.b.1 人口1人当たりの薬局数 ⑤⑨
		3.c 開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国において保健財政および保健人材の採用、能力開発・訓練および定着を大幅に拡大させる。
		3.c.1 医療従事者の密度と分布
		LI3.c.1 人口1人当たりの医師数 ⑨


	3. x	LI3. x 人口1人当たりの国民医療費 (6)9 LI3. x 介護予防に資する通いの場を有する市区町村の割合 (7) LI3. x 一般介護における介護予防普及啓発事業を実施している市区町村の割合 (7) LI3. x 一般介護における地域介護予防活動支援事業を実施している市区町村の割合 (7) LI3. x 乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合 (4) LI3. x 国民健康保険診療費 (6)9 LI3. x BMIの平均値(男女別) (5)12 LI3. x 平均寿命(男女別) (5)9 LI3. x 人口1人当たりの国民医療費 (6)9 LI3. x 要介護者に対するボランティア等の人材の育成人数 (7) LI3. x 後期高齢者1人当たりの医療費 (6)7(9) LI3. x 後期高齢者1人当たりの診療費 (6)7(9)		
ターゲット	グローバル指標	ローカル指標 (SDGsと関連する施策番号)		
ゴール	 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに 全ての人を受けられる公正で質の高い教育の完全普及を達成し、生涯にわたって学習できる機会を増やそう		
	4.1	2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育および中等教育を修了できるようにする。		
		4.1.1 (i)読解力、(ii)算数について、最低限の習熟度に達している次の子どもや若者の割合(性別ごと) (a)2~3学年時、(b)小学校修了時、(c)中学校修了時	LI4.1.1 小中学校登校者割合	(10)
	4.2	2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケアおよび就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。		
		4.2.1 健康、学習および心理社会的な幸福について、順調に発育している5歳未満の子どもの割合(性別ごと)	LI4.2.1 5歳未満の入院者割合	(5)9
		4.2.2 (小学校に入学する年齢より1年前の時点で)体系的な学習に参加している者の割合(性別ごと)	LI4.2.2.1 保育園登園割合 (4) LI4.2.2.2 幼稚園登園割合 (4) LI4.2.2.3 保育園・幼稚園登園割合 (4)	
	4.3	2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。		
		4.3.1 過去12か月にフォーメラルおよびノンフォーメラルな教育や訓練に参加している若者または成人の割合(性別ごと)	LI4.3.1 求職者1人当たりの職業訓練費	(2)
	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事および起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。		
		4.4.1 ICTスキルを有する若者や成人の割合(スキルのタイプ別)	LI4.4.1 生徒1人当たりのコンピューター数	(10)
	4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障がい者、先住民および脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。		
		4.5.1 詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指数のための、パリティ指数(女性/男性、地方/都市、富の五分位数の底/トップ、その他障害状況、先住民、利用可能になるデータとして議論されたもの等)	LI4.5.1.1 パリティ指数(小中学校) (8)(10) LI4.5.1.2 パリティ指数(高校・大学) (8)(10)	
	4.6	2030年までに、全ての若者および大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力および基本的計算能力を身に付けられるようにする。		
	4.6.1 実用的な(a)読み書き能力、(b)基本的計算能力において、少なくとも決まったレベルを達成した所定の年齢層の人口の割合(性別ごと)	LI4.6.1.1 小学生の国語・算数・理科の平均正答率 (10) LI4.6.1.2 中学生の国語・数学・理科の平均正答率 (10)		
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育および持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和および非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識および技能を習得できるようにする。			
	4.7.1 ジェンダー平等および人権を含む、(i)地球市民教育、および(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、および(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル	LI4.7.1 人口1人当たりの社会教育施設割合 (11) (公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センター)		
4.a	子ども、障害およびジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。			
	4.a.1 以下の設備等が利用可能な学校の割合 (a)電気、(b)教育を目的としたインターネット、(c)教育を目的としたコンピューター、(d)障がいを持っている学生のための適切な施設や道具、(e)基本的な飲料水、(f)男女別の基本的なトイレ、(g)基本的な手洗い場(WASH指標の定義別)	LI4.a.1.1 学校におけるインターネット接続率(光ファイバ回線) (10) LI4.a.1.2 学校におけるコンピューターの設置割合 (10) LI4.a.1.3 人口1人当たりの特別支援学校数 (10) LI4.a.1.4 小中学校学生1人当たりのトイレ数 (10)		



<p><b>4.c</b> 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。</p>		
<p><b>4.c.1</b> 各国における適切なレベルでの教育を行なうために、最低限制度化された養成研修あるいは現職研修（例：教授法研修）を受けた（a）就学前教育、（b）初等教育、（c）前期中等教育、（d）後期中等教育に従事する教員の割合</p>		
<p><b>LI4.c.1</b> 都道府県別「教員のICT活用指導力」の状況（「わりにできる」もしくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均） <span style="float:right">⑩</span></p>		
<b>ターゲット</b>	<b>グローバル指標</b>	<b>ローカル指標（SDGsと関連する施策番号）</b>
<b>ゴール</b> 5 ジェンダー平等を実現しよう 	<p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> 男女平等を達成し、全ての女性および女性の能力の可能性を伸ばそう</p>	
<p><b>5.1</b> あらゆる場所における全ての女性および女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 <span style="float:right">①②④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒</span></p>		
<p><b>5.1.1</b> 性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施およびモニターするための法律の枠組みが制定されているかどうか</p>		
<p><b>LI5.1.1</b> 女性活躍推進計画の策定有無 <span style="float:right">㉒</span></p>		
<p><b>5.2</b> 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性および女性に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。</p>		
<p><b>5.2.1</b> これまでにパートナーを得た15歳以上の女性や少女のうち、過去12か月以内に、現在、または以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合（暴力の形態、年齢別）</p>		
<p><b>LI5.2.1</b> 人口1人当たりの配偶者からの暴力相談件数 <span style="float:right">④⑤⑥</span></p>		
<p><b>5.2.2</b> 過去12か月以内に、親密なパートナー以外の人から性的暴力を受けた15歳以上の女性や少女の割合（年齢、発生場所別）</p>		
<p><b>LI5.2.2</b> 女性人口1人当たりの強制わいせつの認知件数 <span style="float:right">⑬</span></p>		
<p><b>5.3</b> 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚および女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。</p>		
<p><b>5.3.1</b> 15歳未満、18歳未満で結婚またはパートナーを得た20～24歳の女性の割合</p>		
<p><b>LI5.3.1</b> 18歳未満で結婚した女性の割合</p>		
<p><b>5.4</b> 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。</p>		
<p><b>5.4.1</b> 無償の家事・ケア労働に費やす時間の割合（性別、年齢、場所別） <span style="float:right">⑦⑧</span></p>		
<p><b>LI5.4.1.1</b> 家事従事者に関するジェンダーパリティ指数 <span style="float:right">㉒</span></p>		
<p><b>LI5.4.1.2</b> 待機児童数割合 <span style="float:right">④</span></p>		
<p><b>5.5</b> 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの会を確保する。</p>		
<p><b>5.5.1</b> 国会および地方議会において女性が占める議席の割合</p>		
<p><b>LI5.5.1</b> 都道府県議会議員の女性の割合 <span style="float:right">㉒</span></p>		
<p><b>5.5.2</b> 管理職に占める女性の割合 <span style="float:right">㉒</span></p>		
<p><b>LI5.5.2</b> 役員の女性の割合 <span style="float:right">㉒</span></p>		
<p><b>5.6</b> 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画および北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する。</p>		
<p><b>5.6.2</b> 15歳以上の女性および男性に対し、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスケア、情報、教育を保障する法律や規定を有する国の数</p>		
<p><b>LI5.6.2</b> 女性活躍推進計画の策定有無 <span style="float:right">㉒</span></p>		
<p><b>5.a</b> 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップおよび土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。</p>		
<p><b>5.a.1</b> 農地への所有権または保障された権利を有する総農業人口の割合（性別ごと）</p>		
<p><b>LI5.a.1</b> 女性の農業経営者割合 <span style="float:right">①</span></p>		
<b>ターゲット</b>	<b>グローバル指標</b>	<b>ローカル指標（SDGsと関連する施策番号）</b>
<b>ゴール</b> 6 安全な水とトイレを世界中に 	<p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人が安全な水とトイレを利用できるよう衛生環境を改善し、ずっと管理していけるようにしよう</p>	
<p><b>6.1</b> 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。</p>		
<p><b>6.1.1</b> 安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合</p>		
<p><b>LI6.1.1</b> 上水道普及率 <span style="float:right">⑱</span></p>		
<p><b>6.2</b> 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性および女性、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。</p>		
<p><b>6.2.1</b> 石けんや水のある手洗い場等の安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合</p>		
<p><b>LI6.2.1</b> 人口1人当たりの公衆衛生費 <span style="float:right">⑱</span></p>		
<p><b>6.3</b> 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減および再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p>		
<p><b>6.3.1</b> 安全に処理された廃水の割合</p>		
<p><b>LI6.3.1</b> 下水道処理人口普及率 <span style="float:right">⑱</span></p>		
<p><b>6.3.2</b> 良好な水質を持つ水域の割合</p>		
<p><b>LI6.3.2</b> 河川BOD（生物化学的酸素要求量）（日間平均値の75%値） <span style="float:right">⑱⑲</span></p>		


	6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	
	6.5.1 統合水資源管理（IWRM）実施の割合0-100	
	LI6.5.1 人口1人当たりの水道事業所数	⑩
	6.5.2 水資源協力のための運営協定がある越境流域の割合	
	LI6.5.2 水循環基本計画に基づく流域水循環計画に該当する計画の策定有無	⑩
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	
	6.a.1 政府調整支出計画の一部である上下水道関連のODAの総量	
	LI6.a.1 人口1人当たりの下水道費	⑩
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	
	6.b.1 上下水道管理への地方コミュニティの参加のために制定し、運営されている政策および手続のある地方公共団体の割合	
	LI6.b.1 下水道事業着手率	⑩
ターゲット	グローバル指標	ローカル指標（SDGsと関連する施策番号）
ゴール	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人が、安くて安定した持続可能な近代的エネルギーを利用できるようにしよう
	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
	7.2.1 最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率	
	LI7.2.1.1 新エネルギー発電割合	⑩
	LI7.2.1.2 世帯当たりの太陽光発電設置割合	⑩
	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	7.3.1 一次エネルギーおよびGDP単位当たりのエネルギー強度	
	LI7.3.1 エネルギー消費量当たりの県内総生産	①②③⑩
	7.x	
	LI7.x 人口1人当たりの電力エネルギー消費	
	LI7.x 自家発電割合（固有単位）	①②⑩
	LI7.x 自家発電割合（熱量単位）	①②⑩
	LI7.x 二重以上のサッシまたは複層ガラスの窓が設置されている住宅の割合	⑩⑫
ターゲット	グローバル指標	ローカル指標（SDGsと関連する施策番号）
ゴール	8 働きがいも 経済成長も 	8 働きがいも経済成長も 誰も取り残さないで持続可能な経済成長を促進し、全ての人が生産的で働きがいのある人間らしい仕事に就くことができるようにしよう
	8.1 各国の状況に応じて、1人当たり経済成長率を持続させる。特に後開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。	
	8.1.1 1人当たりの実質GDPの年間成長率	
	LI8.1.1.1 人口1人当たりの県内総生産	①②③
	LI8.1.1.2 人口1人当たりの県内総生産 対前年増加率	①②③
	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	8.2.1 労働者1人当たりの実質GDPの年間成長率	
	LI8.2.1.1 就業者当たりの県内総生産	①②③
	LI8.2.1.2 就業者当たりの県内総生産対前年増加率	①②③
	8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	
	8.4.1 マテリアルフットプリント（MF）および1人当たり、GDP当たりのMF	
	LI8.4.1 1人1日当たりのごみ排出量（家庭部門）	⑩
	8.5 2030年までに、若者や障がい者を含む全ての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.5.1 女性および男性労働者の平均時給（職業、年齢、障がい者別）	②⑧
	8.5.2 失業率（性別、年齢、障がい者別）	②⑫
	LI8.5.2 失業率	②⑫
	8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止および撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	
	8.7.1 児童労働者（5～17歳）の割合と数（性別、年齢別）	
	LI8.7.1 5-17歳の就業者割合	②
	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	8.8.1 致命のおよび非致命的な労働災害の発生率（性別、移住状況別）	
	LI8.8.1 労災受給率	②
8.8.2 国際労働機関（ILO）原文ソースおよび国内の法律に基づく、労働権利（結社および団体交渉の自由）における国内コンプライアンスのレベル（性別、移住状況別）		
LI8.8.2.1 平均超過労働時間	②	
LI8.8.2.2 離職率	②	
8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。		

		8.9.1 全GDPおよびGDP 成長率に占める割合としての観光業の直接D P数	
		LI8.9.1 県内総生産当たりの観光消費額	③
	8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険および金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。		
	8.10.1 成人 10 万人当たりの市中銀行の支店およびATM数		
		LI8.10.1 人口1人当たりの銀行数	②⑥
<b>ターゲット</b>	<b>グローバル指標</b>	<b>ローカル指標（SDGsと関連する施策番号）</b>	
<b>ゴール</b>	<b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう 	<b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b>	
		災害に強いインフラを作り、持続可能な形で産業を発展させイノベーションを推進していこう	
	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。		⑩⑱
	9.1.1 全季節利用可能な道路の2km圏内に住んでいる地方の人口の割合		
		LI9.1.1 舗装道路割合	⑱
	9.1.2 旅客と貨物量（交通手段別）		⑱
	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用およびGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。		
	9.2.1 1人当たりならびにGDPに占める製造業の付加価値の割合		
		LI9.2.1.1 人口1人当たりの製造業粗付加価値額	②
		LI9.2.1.2 県内総生産当たりの製造業粗付加価値額	②
	9.2.2 全労働者数に占める製造業労働者数の割合		
		LI9.2.2 製造業労働者割合	②
	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行なう。		
	9.4.1 付加価値の単位当たりのCO2排出量		
		LI9.4.1 県内総生産当たりのCO2排出量	①②③⑱
	9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。		
	9.5.2 100万人当たりの研究者（フルタイム相当）		
		LI9.5.2 発明者数割合	
	9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。		
	9.a.1 インフラへの公的国際支援の総額（ODAその他公的フロー）		
		LI9.a.1 土木費割合	⑱
	9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究およびイノベーションを支援する。		
	9.b.1 全付加価値における中位ならびに先端テクノロジー産業の付加価値の割合		
		LI9.b.1 全粗付加価値額に占める粗付加価値額（電気機械器具製造業）	
	9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。		
	9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口の割合（技術別）		
		LI9.c.1 インターネット普及率	②⑱
<b>ターゲット</b>	<b>グローバル指標</b>	<b>ローカル指標（SDGsと関連する施策番号）</b>	
<b>ゴール</b>	<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう 	<b>10 人や国の不平等をなくそう</b>	
		国内および国家間の不平等を見直そう	
	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する。		
	10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口の割合（年齢、性別、障がい者別）		
		LI10.2.1 ジニ（社会における所得の不平等）係数	⑧⑳
	10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。		
	10.4.1 GDPの労働分配率（賃金と社会保障給付）		
		LI10.4.1 労働生産性	①②③
	10.x		
		LI10.x バリアフリー化されている65歳以上の世帯員のいる主世帯数の割合	⑩
<b>ターゲット</b>	<b>グローバル指標</b>	<b>ローカル指標（SDGsと関連する施策番号）</b>	
<b>ゴール</b>	<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	<b>11 住み続けられるまちづくりを</b>	
		安全で災害に強く、持続可能な都市および居住環境を実現しよう	
	11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅および基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。		

	11.1.1	スラム、非正規の居住や不適切な住宅に居住する都市人口の割合	
		LI11.1.1.1 ホームレス割合	⑥
		LI11.1.1.2 ホームレス割合	⑳
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障がい者および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。		
	11.2.1	公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合(性別、年齢、障がい者別)	⑧
		LI11.2.1 鉄道・電車・バスの利用割合	⑰
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。		
	11.3.1	人口増加率と土地利用の比率	
		LI11.3.1.1 人口増減	㉑
		LI11.3.1.2 人口自然増減	㉑
		LI11.3.1.3 人口社会増減	㉑
		LI11.3.1.4 市街化調整区域面積割合	⑰
		LI11.3.1.5 市街化調整区域内人口割合	⑰
11.4	世界の文化遺産および自然遺産の保護・保全の努力を強化する。		
	11.4.1	全ての文化および自然遺産の保全、保護および保存における総支出額(公的部門、民間部門)(遺産のタイプ別(文化、自然、混合、世界遺産に登録されているもの)、政府レベル別(国、地域、地方、市)、支出タイプ別(営業費、投資)、民間資金のタイプ別(寄付、非営利部門、後援)	
		LI11.4.1 平均文化財保存事業費(補助金の交付額)	⑪
11.5	2030年までに、貧困層および脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害など災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。		
	11.5.1	10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数	⑬
	11.5.2	災害によって起こった、グローバルなGDPに関連した直接的な経済損失、甚大なインフラ被害および基本サービスの中断の件数	
		LI11.5.2 災害復旧費割	⑬
11.6	2030年までに、大気の状態および一般ならびにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減する。		
	11.6.1	都市で生成される廃棄物について、都市部で定期的に回収し適切に最終処理されている固形廃棄物の割合	
		LI11.6.1 廃棄物の最終処分割合	⑯
11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者および障がい者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。		
	11.7.1	各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均(性別、年齢、障がい者別)	⑧
		LI11.7.1.1 可住地面積当たりの図書館数	⑪
		LI11.7.1.2 可住地面積当たりの公民館数	⑪
		LI11.7.1.4 可住地面積当たりの図書館面積	⑪
		LI11.7.1.5 可住地面積当たりの公民館面積	⑪
		LI11.7.1.7 人口1人当たりの公園数	⑰
		LI11.7.1.8 人口1人当たりの公園面積	⑰
	11.7.2	過去12か月における身体的または性的ハラスメントの犠牲者の割合(性別、年齢、障がい状況、発生場所別)	
		LI11.7.2 人口1人当たりの性犯罪者認知件数	⑮
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部および農村部間の良好なつながりを支援する。		
	11.a.1	人口予測とリソース需要について取りまとめながら都市および地域開発計画を実行している都市に住んでいる人口の割合(都市の規模別)	
		LI11.a.1.1 市街化調整区域内人口割合	⑪⑰
		LI11.a.1.2 地域サポーターを設置している市区町村の割合	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策および計画を導入・実施した都市および人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行なう。		
	11.b.2	仙台防災枠組み2015-2030に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合	
		LI11.b.2 防災会議の設置有無	⑬
	11.x	LI11.x 人口10万人当たりの火災死者数	⑭
		LI11.x 人口1万人当たりの火災出火件数	⑭
		LI11.x 空き家率	⑳
		LI11.x 人口1,000人当たりの悪臭による苦情件数	⑯
		LI11.x 人口1,000人当たりの騒音による苦情件数	⑯
ターゲット	グローバル指標	ローカル指標(SDGsと関連する施策番号)	
ゴール	12 つくる責任 つかう責任 	12 つくる責任つかう責任 持続可能な方法で生産し、消費する取り組みを進めていこう	
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する。		
	12.2.1	マテリアルフットプリント(MF)および1人当たり、GDP当たりのMF	
		LI12.2.1 1人1日当たりのごみ排出量(家庭部門)	⑯
	12.2.2	国内総物質消費量(DMM)および1人当たり、GDP当たりのDMC	①②③

	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。		
	12.3.1 グローバル食品ロス指数 (GFLI)		①②③
	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。		
	12.4.2 有害廃棄物の1人当たり発生量、処理された有害廃棄物の割合 (処理手法ごと)		
	LI12.4.2 有害廃棄物割合		⑬
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。		
	12.5.1 各国の再生利用率、リサイクルされた物質のトン数		
	LI12.5.1 ごみのリサイクル率		⑬
	12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。		
ターゲット	グローバル指標	ローカル指標 (SDGsと関連する施策番号)	
ゴール	13 気候変動に具体的な対策を 	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じよう	
	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性 (レジリエンス) および適応の能力を強化する。		
	13.1.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数		⑬
	13.1.3 仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合		
	LI13.1.3 防災会議の設置有無		⑬
	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略および計画に盛り込む。		①
	13.2.1 気候変動の悪影響に適応し、食料生産を脅かさない方法で、気候強靱性や温室効果ガスの低排出型の発展を促進するための能力を増加させる統合的な政策 戦略 計画 (国の適応計画、国が決定する貢献、国別報告書、隔年更新報告書その他を含む) の確立または運用を報告している国の数		①②
	LI13.2.1.1 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画 (区域施策編) の策定有無		⑬
	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減および早期警戒に関する教育、啓発、人的能力および制度機能を改善する。		
	13.3.1 緩和、適応、影響軽減および早期警戒を、初等、中等および高等教育のカリキュラムに組み込んでいる国の数		⑩
	LI13.3.1 公民館における環境保全活動の実施数		⑪
	13.3.2 適応、緩和および技術移転を実施するための制度上、システム上、および個人における能力構築の強化や開発行動を報告している国の数		
	LI13.3.2.1 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画 (区域施策編) の策定有無		⑬
	13.x	LI13.x 人口1人当たりのCO2排出量	⑬
ターゲット	グローバル指標	ローカル指標 (SDGsと関連する施策番号)	
ゴール	14 海の豊かさを守ろう 	14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続可能な形で利用しよう	
	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。		
	14.1.1 沿岸富栄養化指数 (ICEP) および浮遊プラスチックごみの密度		⑬
	14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業および破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。		
	14.4.1 生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合		
	LI14.4.1 漁獲量および養殖収穫量の前年比増減率		
	14.5 2020年までに、国内法および国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域および海域の10パーセントを保全する。		
	14.5.1 海域に関する保護領域の範囲		
	14.x	LI14.x 研究費当たりの水産技術関連の研究費割合	
ターゲット	グローバル指標	ローカル指標 (SDGsと関連する施策番号)	
ゴール	15 陸の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさを守ろう 陸上の生態系や森林の保護・回復と持続可能な利用を推進し、砂漠化と土地の劣化に対処し、生物多様性の損失を阻止しよう	
	15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地および乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系およびそれらのサービスの保全、回復および持続可能な利用を確保する。		
	15.1.1 土地全体に対する森林の割合		
	LI15.1.1 森林面積割合		①⑪
	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回		

	復し、世界全体で新規植林および再植林を大幅に増加させる。		
	<b>15.2.1</b> 持続可能な森林経営における進捗	<b>LI15.2.1</b> 林業試験指導機関人員率	①
	<b>15.4</b> 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。		
	<b>15.4.1</b> 山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域の範囲	<b>LI15.4.1</b> 鳥獣保護区割合	①
	<b>15.4.2</b> 山地グリーンカバー指数		①
	<b>15.5</b> 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。		
	<b>15.5.1</b> レッドリスト指数	<b>LI15.5.1</b> 面積当たりの絶滅危惧種数	⑬
	<b>15.9</b> 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセスおよび貧困削減のための戦略および会計に組み込む。		
	<b>15.9.1</b> 生物多様性戦略計画 2011-2020の愛知目標の目標2に従って設定された国内目標に対する進捗	<b>LI15.9.1</b> 生物多様性地域戦略の策定有無	
<b>ターゲット</b>	<b>グローバル指標</b>	<b>ローカル指標（SDGsと関連する施策番号）</b>	
<b>ゴール</b>	<b>16</b> 平和と公正をすべての人に 	<b>16 平和と公正をすべての人に</b>	
		持続可能な開発のための平和的で誰も置き去りにしない社会を促進し、 全ての人々が法や制度で守られる社会を構築しよう	
	<b>16.1</b> あらゆる場所において、全ての形態の暴力および暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。		
	<b>16.1.1</b> 10万人当たりの意図的な殺人行為による犠牲者の数（性別、年齢別）	<b>LI16.1.1</b> 人口1人当たりの殺人認知件数	⑮
	<b>16.2</b> 子どもに対する虐待、搾取、取引およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する。		
	<b>16.1.3</b> 過去12か月における身体的、精神的または性的暴力を受けた人口の割合	<b>LI16.1.3.1</b> 人口1人当たりのわいせつ罪認知件数 <b>LI16.1.3.2</b> 学校での暴力行為発生件数（1,000人当たり）	⑮ ⑩⑮
	<b>16.1.4</b> 自身の居住区地域を1人で歩いても安全と感じる人口の割合	<b>LI16.1.4.1</b> 人口1人当たりの刑法犯認知件数 <b>LI16.1.4.2</b> 人口1人当たりの街頭犯罪認知件数	⑮ ⑮
	<b>16.2.1</b> 過去1か月における保護者等からの身体的な暴力および／または心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子どもの割合	<b>LI16.2.1</b> 子育て支援に関する情報提供を実施している割合	④⑩
	<b>16.2</b> 子どもに対する虐待、搾取、取引およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する。		
	<b>16.2.2</b> 10万人当たりの人身取引の犠牲者の数（性別、年齢、搾取形態別）	<b>LI16.2.2</b> 人口1人当たりの略奪誘拐罪・人身売買の認知件数	⑮
	<b>16.3</b> 国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。		
	<b>16.3.1</b> 過去12か月間に暴力を受け、所管官庁またはその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合	<b>LI16.3.1.1</b> 人口1人当たりの粗暴犯の認知件数 <b>LI16.3.1.2</b> 刑法犯検挙率 <b>LI16.3.1.3</b> 窃盗検挙率	⑮ ⑮ ⑮
	<b>16.4</b> 2030年までに、違法な資金および武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復および返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。		
	<b>16.4.1</b> 内外の違法な資金フローの合計額（USドル）	<b>LI16.4.1</b> 人口1人当たりの賭博認知件数	⑮
	<b>16.4.2</b> 国際基準および手段に従って、適格な権威によって突き止められた、もしくは確立された違法な起源もしくは文脈によって捕らえられ、発見されもしくは引き渡された武器	<b>LI16.4.2</b> 人口1人当たりの組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制に関する法律の認知件数	⑮
	<b>16.5</b> あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。		
	<b>16.5.1</b> 過去12か月間に公務員に賄賂を支払ったまたは公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった人の割合	<b>LI16.5.1</b> 人口1人当たりの賄賂罪の認知件	⑮
	<b>16.5.2</b> 過去12か月間に公務員に賄賂を支払ったまたは公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった企業の割合	<b>LI16.5.2</b> 人口1人当たりの賄賂罪の認知件数	⑮
	<b>16.6</b> あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。		
	<b>16.6.2</b> 最近公的サービスを使用し満足した人の割合		③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒
	<b>16.7</b> あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型および代表的な意思決定を確保する。		
	<b>16.7.1</b> 国全体と比較して、公的機関（国および地方議会、行政事務、司法）におけるポジション（性別、年齢別、障がい者別、人口グループ別）の割合	<b>LI16.7.1</b> 道府県議会議員の女性の割合	㉒
	<b>16.7.2</b> 意思決定が包括的かつ反映されるものであると考えている人の割合（性別、年齢、障がい者、人口グループ別）		⑧
	<b>16.9</b> 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。		
	<b>16.9.1</b> 行政機関に出生登録された5歳以下の子どもの数（年齢別）	<b>LI16.9.1</b> 5歳未満人口割合	㉑

ターゲット	グローバル指標	ローカル指標（SDGsと関連する施策番号）
ゴール 17	 17 パートナリシップで目標を達成しよう 17 パートナリシップで目標を達成しよう 目標の達成のために必要な手段を強化し、持続可能な開発にむけて世界のみんなで協力しよう	17.1 課税および徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
		17.1.2 国内予算における、自国内の税収が資金源となっている割合
		LI17.1.2.1 財政力指数 (21)
		LI17.1.2.2 地方税割合 (21)
		LI17.1.2.3 自主財源の割合 (21)
		17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済および債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
		17.4.1 財およびサービスの輸出額に占める債務額
		LI17.4.1 実質公債費比率 (21)
		17.6 科学技術イノベーション（STI）およびこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力および地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
		17.6.2 100人当たりの固定インターネットブロードバンド契約数（回線速度別）
		LI17.6.2 世帯当たりのインターネットブロードバンド契約率 (19)
		17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンクおよび科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
		17.8.1 インターネットを使用している個人の割合
LI17.8.1 インターネット普及率 (19)		
17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。		
17.17.1 官民、市民社会のパートナーシップにコミットしたUSドルの総額		
LI17.17.1 地域サポーターを設置している市区町村の割合 (4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(22)		

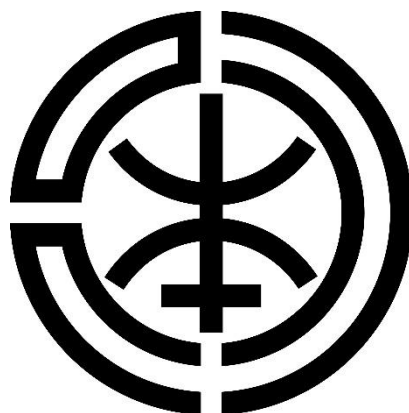
資料：自治体SDGs推進評価・調査検討会（内閣府）

地方創生SDGsローカル指標リスト2019年8月版（第一版）

私たちがつくる持続可能な世界（日本ユニセフ）

## 本別町章

昭和6年11月9日制定



本別の「本」を中央に、また「別」の字を図形に図案化しています。「別」はわかれるとも読むため、「本」（もと）でまとめる意味で中央に大きく表現し、字形のそりは飛躍を、「別」の円枠は、町民の団結と融和を表しています。

## 本別町民憲章

昭和42年11月23日制定

### 前章

わたくしたちは、十勝の原始林をひらき、戦禍の焦土から立ちあがった、強くたくましい開拓精神を受けつぐ本別町民として、誇りと責任をもち、こころと力をあわせ、未来へ前進することを誓います。

### 1章

心をあわせて、平和な町をつくりましょう。

- (1) 伸びゆく本別に住むよろこびを、ともにたたえよい伝統を育てましょう。
- (2) おたがいに人格を尊重し、なごやかに暮らしましょう。
- (3) 建設的な話し合いを進め、住みよい町をつくりましょう。
- (4) 希望としあわせをかかげた、町づくり運動を起しましょう。
- (5) 友愛のもとに、手をつなぎあいましょう。



## 2章

元気ではたらき、豊かな町をつくりましょう。

- (1) おたがいの仕事に感謝し、元気ではたらきましょう。
- (2) 楽しい家庭をつくり、あすのはたらく力をたくわえましょう。
- (3) 協同の心を育て、生産を高めましょう。
- (4) 仕事に、若者の知恵と情熱を生かしましょう。
- (5) 消費生活の知識を深め、家計の合理化につとめましょう。

## 3章

きまりを守り、明るい町をつくりましょう。

- (1) 集会の時刻や、きまりを守り、めいわくをかけないようにしましょう。
- (2) 公衆道徳を守り、礼儀正しい生活につとめましょう。
- (3) おたがいに協力しあい、清潔な環境をつくりましょう。
- (4) 交通規則を守り、歩行や運転に気をつけましょう。
- (5) 犯罪や事故の防止に協力しあい、安全な町をつくりましょう。

## 4章

みんなの親切で、あたたかい町をつくりましょう。

- (1) 未来をつくる子どもを、みんなの責任で育てましょう。
- (2) 働く青少年に、研修といこいの時間をあたえましょう。
- (3) こんにちを築いた老人を敬い、経験を尊重しましょう。
- (4) やさしいことばとえがおを、まちにみたしましょう。
- (5) 親切の手をのべあい、奉仕のこころを育てましょう。

## 5章

健康で心ゆたかな、文化の町をつくりましょう。

- (1) 趣味をゆたかにし、暮らしにうるおいをもちましょう。
- (2) 文化活動に進んで参加し、教養をたかめましょう。
- (3) スポーツに親しみ、健康なこころとからだをきたえましょう。
- (4) 恵まれた自然を愛し、生活環境を美しくととのえましょう。
- (5) 郷土に適した、科学的な暮らしを工夫しましょう。

## 「健康・スポーツ推進の町」宣言

昭和61年7月25日

わたくしたち本別町民は、スポーツを愛好し、スポーツを通して健康であることにほこりをもち、明るく豊かな郷土を築くため「健康・スポーツ推進の町」を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、健康な心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツの機会をつくり、毎日の生活にいかしましょう。
- 1 スポーツを通して、友情と連帯の輪をひろげましょう。

## 「非核平和の町」宣言

平成7年12月25日

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、世界で唯一の核被爆国、日本国民共通の悲願であり、本別町民の心からの望みです。

核兵器が、世界の平和と人類の生存に大きな脅威を与えつつある今日、私たちは核兵器の廃絶を強く訴えるものです。

また、私たちのふるさと本別町は、昭和20年7月15日の本別空襲により大きな被害を受けました。その戦禍の焦土から立ち上がった町民として、二度とこのような悲惨な戦争を起こさない決意と、この美しい郷土を守り、豊かな暮らしを子孫たちに伝えるためにも、悲惨な戦争の事実を語り継いでいくなど、本別町民一人ひとりが平和を求める心を育てていくことを表明し、日本国憲法の理念である恒久平和の実現を願い、非核三原則の堅持と核兵器の全廃を求めて、ここに本別町は「非核平和の町」を宣言します。

## 「福祉でまちづくり」宣言

平成18年3月23日

私たちが健康で心豊に安心して暮らすことは、町民すべての願いで、明るい福祉社会を誰もが望んでいます。

私たちは、豊かな自然と風土に恵まれたこの素晴らしい故郷を守り、感謝の心、思いやりの心で、ともに仲良く支え合い、住みよい福祉のまちを築くため、ここに「福祉でまちづくり」を宣言します。

- 1 家庭の和 地域の輪で 明るく住みやすい まちづくり
- 1 豊かな経験を活かし 町民参加の元気な まちづくり
- 1 地域福祉の充実で いつまでも笑顔で暮らせる まちづくり
- 1 人権を尊重し 一人ひとりが生きがいもてる まちづくり
- 1 人にやさしい 福祉の心を育む まちづくり

# ほんべつ学びの日宣言

平成19年9月11日

子どもたちは今、100年を越える歴史と恵まれた自然の中で明るく元気に成長しています。

しかし、揺れ動く社会の中であって、私たちには子どもたちが将来に向かって大きな夢を抱き、自己の力を十分に発揮できる環境をつくり上げることが求められています。

そのためには、家庭、学校、地域が融合し、大人と子どもが一緒になって日々学ぶことが大切です。

私たち町民一人一人が生涯学習の観点に立ち、子どもたちとともに学びへの関心を高め、ふれあい・豊かな心をはぐくむまちづくりを推進するため、ここに「ほんべつ学びの日」を宣言します。

- 1 みんなの力で、明るく元気な子どもをはぐくみましょう
- 1 郷土や家族を愛し、平和を祈り、命を大切にすることをはぐくみましょう
- 1 将来に夢を持ち、目標に向かってチャレンジする心をはぐくみましょう
- 1 食に感謝し、スポーツに親しんで健康な身体をつくりましょう

## 「ほんべつ学びの日」四つの風

「ほんべつ学びの日」は、本町が進める生涯学習によるまちづくりの下に、子どもたちの健全な精神と豊かな心をはぐくむため、大人と子どもが一緒に、日々学ぶことを「四つの風（光・祈・夢・実）にたとえ、まちの中に「四つの風」を吹き渡らせながら推進するものです。

### 光風（ひかりかぜ）

子どもが明るく豊かに成長できるように 大人が手を取りあって子どもをはぐくもうとする風

### 祈風（いのりかぜ）

悲惨な本別空襲を語り継ぎ 平和を祈り 郷土と家族を愛し 命を大切にしようとする心をはぐくむ風

### 夢風（ゆめかぜ）

自分が心から夢中になれることを考え 未来に大きな目標をもって生きていこうとする夢をはぐくむ風

### 実風（みのりかぜ）

ふるさとの大地の恵みに感謝し 文化とスポーツに親しみ 健康な心と身体をつくろうとする力をはぐくむ風